貞丈雜記

武具類之部

十一

ワ 3
233
11

吾家ニ伝ヘタル法師記ニハ調度掛の図ハなし近年写本ニ調度掛図有之

調度懸ノ役人アリハ第五ノ巻役名ノ部ニ記

武具類之部

一弓矢を立て置く道具に調度掛と云道具あり此物末山殿法師記と云書に其絵図あり右の如く云説あり（法師記ニ図アリ）然れとも我家に伝りたる京都将軍時代の諸書に調度掛といふ道具の名見えす京都将軍よりも後に作り出したる物なるへきやかの法師記に図したるハたしかならぬ事也後世手をぬき人の作り出して調度掛と名付たるを後に今法師記へ加へ入れ図したる歟鎌倉時代よりして京都将軍時代迄調度掛と云ハ道具の名にハあらず将軍

調度掛の事是ハ末十五枚めニモアリ又三十五枚めニモアリ

ワ3
233
11
曽
233

調度掛ノ事
調度掛周晉トいふ書ニ記ス

伝奏内々の御拵を立る時射手乃器量ある者を
召て将軍の御弓矢を帯せしむる役人を調度懸と
いひし也東鑑などに見え足利殿時代の旧記を見て知るへし是れ
弓矢立も道具なれ此出来しなれハ今に名のみあるべきなり
調度懸とて出役の名あるにまぎらはしく道具の名を
調度懸とハ名付まじきなりと 兄有りや 調度懸ノ事伊勢貞丈書ニ記ス見合スへし

予我家の伝説 倉者笑根仍 …右の事ヲ三行 …なりけの …ありふトアリ

一 惣身しかる上下の時惣身しかるなるを云 具足 具足と覚へしかと ありて
武雜記並に旧記に見えたる具足とハ統長刀長太刀
長太刀と云ハ長四五尺太刀のやうにこしらへやすき事也背に負ふ物などの事を云也此物古ハ観
式を学ぶ時ハ持せす拙山旅行などの時ハ用心の為にもたせし

也今の世にてハ観式を学ぶ時にハ弦打せすしてハ名ばかり
なる也 乃事ハ古今風俗のかハりたる也

一 うけたを八付るとて申へし物よとハ常にハ的出伝記に
あり 忌きを八負ふと云 定と付るとハいはず

鉄炮ハ名乃光源院殿御代太記節用集等ニ見エタリ永正天文ノ比ノ書ナリ

一 鉄炮ハ古ハなかりし物也古き八我家の旧記に鉄炮
室町殿代々ノ旧記ニ
乃事見えず然るに酌藤記乃内に鉄炮にて射る事と
いふ事あるが此ハ鉄炮が国より渡りし以後乃
書籍なるへし鉄炮ハ京都将軍の代の末光源院
義輝公乃御代天文年中の比南国より渡りしを薩
摩にて作り始て日本に鉄炮弘りたると也

太平記廿九ノ巻大元ヨリ日本ヲ攻ル条ニ文永二年八月十三日大元七万余艘ノ兵船博多津ニ押寄セタリ中略
兵文ありてお合ふる時鉄炮とて鞠のやうなる鉄丸のまろかしたるを坂をくだす車輪のやうにまはして
閃きたる電光のごとくあるを一度に二三千打出したれば日本の兵多く焼ころされきと見えたり
て並けたるにひきもけられ候是は鉄炮とあるは今の世の鉄炮にはあらず由ありうるならぬを知るべし

乃鉄炮の文永年中の比日本しるさぶ太平の世の鉄炮なくしてや

多賀物語ニ巻ノ九[illegible]経ニ出ニ案ニ 鎧ハ鉄の皮ちちなりかた[illegible]の[illegible]ちちのり[illegible]具足[illegible]のたれなり

貞丈又按 鎧ヲ具足ト云ヲハ合戦ノ具足ト云事也 射手具足楽ノ具足ナト云ト同意ナルヘシ 又義経記ニ具足トアリ 故ニ此説ハ誤リ ナリ

一 大将のめさるゝを鎧と云諸士の着るを具足と云て是ある人あり然れとも旧記にハ其差別なく鎧乃ことを具足とも書てあり腹巻をも具足と云也道照愚案ニ云腹巻を書伏なとゝ具足と書ハ悪也具足とハ箕の物乃総名也或ハ楽器の具足或ハ射手具足なとゝいふ具足一領とハ誤歟の内ヤ[illegible]ても具足といへり

きよの[illegible]めるを香の具足といへりきよの[illegible]の[illegible]良公の[illegible]作りなり

よりて何事もそれ〳〵に揃て欠めなきを具足と云楽器の具足と云も笙ひちりき太鼓などを揃へしあり射手具足も弓矢ゆかけ弓たて当もの[illegible]揃へしをいふ是ハ楽の具射手の具乃揃なりし事を云也ことく鎧

小袖紺をも出羽せんだいの板とびそていだそてなどあてなとを揃へて具へ足るを具足と云事也しかの物ハ何く の具足と云鎧をハおもに具足とばかりいふ弓矢乃ことを調度と云も同し心也調度の事ハ弓矢の部に記す

一 背具足南せの具足と云事旧記に見え上古の鎧ハ右の脇合せにして脇楯をあて右脇を空て板のしる処南せの具足と云ハ應仁年中の比より胴丸のことく右の脇のあかざる板にして脇楯を用ざるを云也奥州軍用記に記す

一 鎧を長と云ハ鎧ハ腹巻腹当胴丸などよりも丈長て裾もなきなれせ又高背とも書是ハ腹巻腹当なとハ背乃

後三年記ニ我着ノうきせなりを背子への出る[illegible]を取[illegible]トアリ 是諸文ナ鎧ノ事ヲキセナカト云也

方にて合せたる故腹の方より向て見る是鎧ハ背の方より
着る也是長とハ大将の鎧を云平士の鎧をも鎧と云(アヤマリ)非也

鎧ノ向ヨリ下ハラマキト云ハ宜カラヌヤ

一 或説ニ據ニてハ腹楯なり是背にハ背板ありと云此説甚
あやまり也是背ハ常の鎧也腹楯を用時ハ背
にて合せたる故背板なり又背板を臆病板と云人あり
云ひとるまゝ名也背板と云べし 古代腹巻ニ背板ハなし

腹当ノ事 是ヨリ末四丁一枚ニ記スノ合スベシ

一 腹当と云ハ雑兵の具なり胸也腹を包む也腹巻とハ別也
いにしへ草を摺出して此名付たると云る也事なれども
なし袖なし 絵具軍用記ニ記ス 又雑兵ハ上に着るもあり

一 胴丸ハ今の世の具足に似て胴の左右にてひきあはし是も右

の脇にて合せたる也 絵具軍用記ニ記

一 鎧乃おどしげの形様ニあり委細軍用記ニ記ス

ハラマキ 袖ナキナリ 末ニ記ス

一 腹巻ハ背の方にて合せて着するゆへ背板にてふさぐ
也背板なきもあり今背ふさぎ具足などゝ云也

一 御はらぬき又はたぬきとも云大将の御着の事也
大将ならずとも常の人のも はらぬき又はぬきとも云

毛ぼ付けたるハ唐めくる不ども吾からうつゞとも云要する故定なし

一 やまとつゞと云ハ作にて但するもの本にてうらなてく
あくぬりにするも毛ぼ付けたるをハ大和つゞとハいはず唐
なるたぐひと云也やまとハ日本の異名也毛ぼ付けたるハ
唐めき見る故毛ぼ付けねども大和たぐひと云されどもそ

もはなけしるをうくうはかし　ハいもね之

一　うつほの数の事ぬ数の部に記す

一　うつほの身と云ハ征矢のる事也但征矢の時ハおつとおのふしを
おへうつぼのへの時ハあげふしを指て遣計也併し略儀に
ハふしをぬるしうつほのへの時ハあげふしをぬる征矢の時ハ
加えの斗ぬる事是ハ一段の男なき也とてあれ
実はうへの的出張記に云う流石のことや（しうつほの子
とハやさすれ云うつほさす征矢なとうつほのことを云ども
征矢と斗云ハ箙ふさす征矢のる也

一　うつほの子とや八面流に八（北条京家と南流とも云）古力をもや秘るし

と的出張記にあるうはなれの内へ小古刀を入るる也

一　うつほよりくるはをハうけはとや（しあかやかとハ石中にして的
出張記にあり

㨂川道標作
臨し㨂道標
うつわと云ト云
説あり信用し
クタシ

一　どうたつとぞうつほにあり大なる物也穂の石ハ竹にて（く
又ハはくら古く組たるも有大サ一尺えぶと云擢行
にるる物にあり（す人々物なる物也穂の形土俵に似たる
の名ありし又擢靫とも書之古書に物也近代まで

一　さかつらの箙の事さかつらとハ逆頬と書く也古ハ大
将ハ童着の弓を持逆頬の箙を負也さかつらの箙一巻を
武正の箙とも云事也やさかつらハ古代の箙

さかつらの箙よ
敷さかつらの
是より十枚
めまあり
負林に汇
ヨリ十枚めに
アリ

又サカツラ箙ノ事是ヨリ末二十九枚メニテアリ

それ今ハ世ニ絶て知る人なしさるニハ其の箙の元祖也古熊の逆頬猪の逆頬とて二ツあり熊の毛皮にて包ミたると野猪の毛皮にて包ミたると云此二の獣の皮を用ゆる事ハ二ツともニいきほひたけくはやき獣なれバ軍陣ニハたけくはやきを好むなれバ用る也又箙の方の三寸ハ蜻蛉の形を象牙にて作りて付る也とんぼうと云虫ハ飛びありくニあとへしさりぬ虫なれバ也軍陣ニハあとへしさる事をきらふ故也猪の皮ニあげまき緒をつけ同意也あげまき結をとんぼうともえびともいふとんぼうの形ニ似たる結び也又あとへしさらぬ為のいましめ也箙の左右の

手人ハ錦革のハネ用兎革ヲ用ルナリ

形ニハ象牙にて紋を作りて付るなり付緒ハ（の根緒）みしき革又ハふすべ革を用る付緒ニ弦巻をつなぎ付る矢たばね組緒にて格子を作る也矢ハ箙ニハ五色の糸にてあむ也あミめハ菱の如くにある也緒にて大方を云ふ又此式箙をさすはしと名付る事逆頬とハ毛のさかさまなるを云毛の頭さかさまニ立たる也毛ハさかさまにたつ毛乃上へ向ふハ逆なり頬とハ箙の頬也頬とハ其の方を云也人乃頬ニても両面ハ頬也其の方を頬と云頬ハ面のかたへ俗の詞にても頬ハ頬と言ふ事也此箙両面の皮乃毛左右に分れて其わかれ目ニ左右の方ニ向ひ左右の方の皮の

毛ハ表ニ上ニ向ヒ正面左右とも毛さか立たれさかつら
と云也 一説ニ箙の面ニ猿の皮を用ひたれさかつらと云と
云説あれとあやまり也 正面ニ用るハ頬(ツラ)の皮ニあらず頭(カシラ)の皮也
頭と頬とハ違(ホウ)之 猿とハ奈良の事云わたる毛ものゝ事也
毛ものゝ毛乃る毛獣の毛をさかしてさかハあらぬ又
或説ニさかつらハ虎豹の皮又ハ牛の皮ニて包ミ鬼の顔(カホ)を
箙の正面ニさかさまに描ニ有りけると云 又さかつらハ猿葛(サカツラ)と書
て細く蔓ニて組たる箙也など云説あり 何も古代の
さかつらをつねニ見ぬ人の推量の説也 是古の説ハ用ひ
すなわち古代のさかつらの図大方左の如し 安すハ小き絵
是ハ妻さされず

或説ニさかつらハ葛ナト書テ白キ藤ヲ以テ巻タル箙ヤト云是モ非也 サカツラハ黒キ物也白ニハ非ズ 其證義経記ニ見タリ 是ヨリ二十二枚メニアリ

逆頬箙図

前

此方頬ハ 熊又ハ猪ノ毛皮ニテ包 毛ナミ如此

此方正面毛左右ニ分ル

ツル一キノ形ソロバンノ玉ノ如ク中高ニテ内ナシ穴モ広カラス

ウケヲカケラルロ華ニテトツル也テトヂ処所モアリトヂヤウ記サレズ

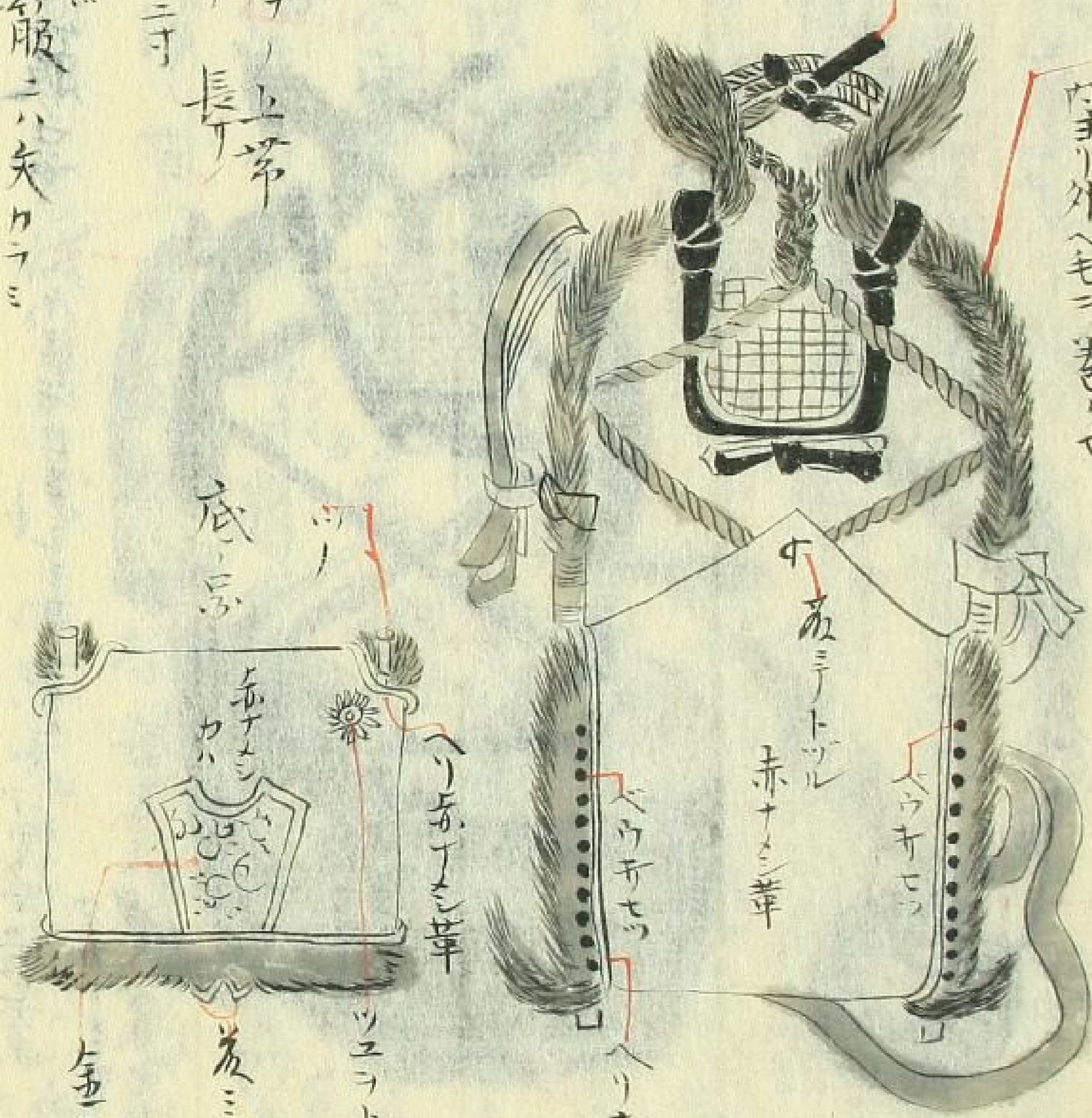

別ニエヒラノ上帯ノ緒アリ長サ天ツカサ三寸
色深紅
逆頬ノ箙ニハ矢カラミスルニ不及ヤ

葛ハツヅラ 藤ニテクミタルエヒラ也

箙ハ字ヲヤナグイトヨム事本也エビラトヨムハ中古以来ノ事也

逆頬箙ハ武士のミ用るにあらす公家小随身も用るよし後照念院殿の紫東抄に見へたり其書ニ云小随身ノ胡籙事仰ニ云如小随身用逆頬箙事欤可用葛欤云々仍弘安十年朝覲行幸之時三位中将随身用葛随身等云余家者用葛執柄家自小随身時用逆頬之由信範卿注之猶可為逆頬欤後日見信範卿記ヲ云六條殿普賢寺殿殿上人間ハ葛公卿以後ハ逆頬也但少将拝賀被用逆頬是殿御随身箙被借渡申也教経ハ云粟田口大納言入道記普賢寺殿仰とて殿上人程用葛ヲ公卿以後逆頬ニて中山紀曰近衛殿少将拝賀事被示人ニ随

義経記見

身簸者諸衛態簸也両家例用猪皮是摂録人上下前随身共用猪皮取渡件簸之躰也云々

貞丈云此照念院の装束抄に逆頬とあり頬の字を誤て頬と書る也又やなぐひの事を俗にはしこともいふ胡籙の字を用ひるはあやまり也

職人尽歌合の絵箙はやなぐひの詞書にやなぎ箙に柳をひしとあみてあり是又古ハ公家にも用られし箙なるべし御弓袋なとのせてもちしなるべし

鎌倉年中行事云公方様御発向之事中略御弓ハ滋藤御矢切符御箙逆頬云々

又馬具寸法記ニ云大将軍中門出て太刀をはき又矢を負て箙ハさうばしけるべしと云々

柳箙ト云ハ柳ヲ以テ組タルモノナルベシ
蒲柳ト云モノニテ組タルモノナルベシ

サカツラノ箙ハ今ハナクナリテ用ル人モナキユヘ柳ナトニテ作ルト云フ意ナルベシ

当用抄ニ云ハ又やなぐひ又ハ矢七十三矢七右

但し矢十二三矢の時ハ箙ニ次矢ヲ箙の中ニ入レ〆紅ヲ以テ〆七サハ箙ニ入ベシ

軍中記ニ云箙と云ふハ…

井ノサカツラノ事
イクサノサカツラ之
井ノサカツラ之摂改ノ了之

一 小手ハ大追物の時犬をうつ射手也さまハ犬射小手と云也篭細小手尾ばさみ小手などゝ云物ハなき也尾ばさみハ矢をうけて射る也篭細ハ弓手の袖につけたる也

ゆき短くある也竹笠やばさみの箙にすることなし

一 ゆがけを手袋と云る事尾ばさめの時手袋をもちゐる也

せ弓のあれば手袋にハあらず

尾ばさめに限らず鎌倉時代にハ手袋と云ふ東鑑文末と云事

一 糸毛の鎧と云ハ糸にておどしたる鎧也革おどしとて革を細くたておどしたる鎧もあれバそれに対して糸毛の鎧と云也毛と云ハ糸をならべて毛のごとくならべておどしたるを云也

将軍供奉記にあり

但書ニ一字有リ但シ違

一 鎧のおどし毛爪(?)あり これも色々の説ありてあやま
ちおほし おどし毛の事ハ委く 軍用記に志るすゆへこゝに
書にハ畧し也

沓ノ事 從又書 在ス人

一 沓の事 射手方にも書に云 庭のりなどの時もく 沓乃
緒ハとゞめ置きて 志てる男入道ともくる事 いづれもく
るゝ事 射手具足秘傳に云 其ハそれの時にハ 衣も
革の沓をさしるゝさうしや云 ともがハとハ 其であげ乃
尓と角の尓と同し 草土あるを云也 其であげとも
足くびより上へかゝる也 にハとハ 足を入る所也 こゝみ
沓ハ鼻高きとふ沓の事也 ある上沓とも云 絵ハ校ねに絵アリ

一 あさ沓の事 調度の部に記ス
一 弓籐の事ハ装束乃部に志るす 弓籐こしらへの様ハ射手具足秘傳にくハしく云えたり
一 冑を一刎といふ事 武器乃部に志るす
一 左手にも右手にもさすゆがけを一具ゆがけとハ云べからず
ゆがけ一具と云べしと弓の秘說にあり 又もろゆがけと
いふべし 右の手ばかりにさすハ的ゆがけと云べし もろゆがけ
ハ弓上手之孫射に用ゆる事なり よりて ゆかちにて射
る時ハ左ゆがけをバはく也 是を徳とする上手にてハ手縫をそれ
ぞれ毎手にさすなり 的ゆがけを多くゆがけなと云 今時おし
手がけと名付て左ゆがけかけて的射る人あり あやまり也

一弓矢を始め兵具の類に至るまで軍陣の作法等に佛法の
説多し是らの事ハいにしへハ今時よりも佛法盛んなり
しまゝり伝係を定めし也却而りしいふハ出家よりかゝ
はかし伝之武家も出家を師道とし又は佛学文を習ひ
武具の由来并に根元の事も皆出家の指南をうけし故
佛法の説多き也根本ハ佛法によらずとしらるゝ事にて
なきとも出家の指南をうけし故何事も佛法によりか
こじつけたる根も出家のおしへたるを今に至る迄説伝りしも今時
ハ公家俗家も多く佛法にかゝはらざる故今時の出家衆
乃いふ事ハ信じ用る人もなし

一タメスト云字ハ試ノ字ヲ用ル也此字ヲコヽロミルトモヨム也鑑ナトヲタメスト云ニハ此字ヲ用ヘシ様ノ字ヲモタメシトヨメトモ鑑ナトヲタメスト云ニ用ルハ非也

一鎧を弓鉄炮にてためするに鉄炮にてぬけぬ鎧ハ弓にて
ハぬける也弓にてぬけぬ鎧ハ鉄炮にてぬける也是らけハ
弓の勢(イキホヒ)ハ鉄炮よりも強くしてもつぱらにてぬける也鉄
炮の勢ハ弓よりも重くしておしやぶりてぬける也おし
やぶる勢とつらぬく勢との差別あるによりて鎧を試り
ましくるに違あり弓にても鉄炮にてもぬけぬ根にあらぬ
事ハ云あしくせられハ用よくてぬけあしくあれハ云おも
くなりて悪しかうし鎧を作るに疵(キズ)をうけぬ用心で
かりするハ臆病(ヲクビャウ)者のあるまじき也鎧ハかろくしてもつら
きみ作よき根にあらハ勇者のあるまじ也とある人申されき

太平記ニ人ノ解捨タル箙竹尻籠箙ヲ掻抱ハカリ集テ大坪ヲリシテ射タリケルトアリコレ箙ト矢籠別ナル證據（

尻籠ノ事行ス又末ニ云ス

布衣記ニモシコヲ負ヒヲヲ持中器具帯ヲシテエビラヲ腰ニ付之

是又前ニシコト云テ後ニエビラト云（

一尻籠又矢籠とも書せしなり（尻籠といひしはすべて矢を
入るものゝ総名にてありしや三絃一統ニしるしやるくらゐの尻籠を
負ふともあり又神代ニおいて千箭音箭の靫ハ矢籠也今の
平胡簶也あり又花やかなる旅情ニ靫ハ矢を入る矢籠也あり
又義詮公下条門義弐ニ随身の弓箭を記して滋藤のちニ
尻籠を負ふなりといへり随身ハ胡簶を負ふなり是又胡簶
をさして尻籠といへるなるべし俗に是を今世老てはいふ
尻籠といふ名をいはぬなれば靫（靫を屋なの枕之）胡簶のすべく
て矢を入るものゝ総名を矢籠とも尻籠ともいひしや志れども別に
矢籠と云ものあり今世の志この足似のこしらへ是ハ今の世の形之

是ヨリ末六枚ニモシコノ事シルス是ヨリ末四十五枚メニモシコノ事ヲ記ス

是ハ今の矢籠の図なり　これをもとしよす

此所にて矢をとる　此ところの製作あり

今世の矢籠と形さまざまあり一種なす

太平記ニ藤房遁世ノ条ニ海人乃笛の羽付タル平胡簶乃竹箙ヲ負タリ

東鑑巻十三番長泰兼平負狩胡簶由見えたり

一箙の字を用ひしハ屋なくゐとよまする源順ヵ和名抄
見へたり尤ひらとよむハ後の世のことや屋なぐひと尤び
ら形ハ遠ひう種なれとも大形似たる物也但古なや
なぐひハ別也草やなぐひハ尤びらに似たり（なおやなぐひ子やるくゐ公家ニ用ひら）
やとありし三絃統ニ屋なくゐの志こを負
らるとあり是屋なぐひと云物ハ狩の時用る物にて尤び
ら同ひとしく云物也昔ハ屋なぐひといひしを今所の
又おやなぐひとしし之

遠くなる矢びらとといはるる成べし　形ハ少違へれども
一　其実ハ同じ物なりハ座ならぬ成とも云べし　此ナト又次ニ云ナリ
一　下腹巻と云ハ腹当なるにあり　此腹当のことに志るす　（下腹巻と云ハ王宮御衣などの下ニ腹巻ルヲ云之　下ニ記ス）
一　箙の字をえびらやなぐひとよみしなるをなず　其比ニ昔ハ矢
びらとも　やなぐひとも　いひしや　太平記ニ海人の面の羽付たる
平胡籙の矢びらと有り　又源平盛衰記ニ梔をあさぎにしたる
乳まきしたる　むねうえを　やなぐるふと云へるさくしたりける矢
をびらとて物をさうして感じけりとあり　是何も
やなぐるといひて　又矢びらといふるなり
一　箙ハ字なくだてと云字あり　箙云と書也　箙ハきのさきといふ字なり　是ハ

矢の根をおさむる箱の様なる所を云　平家物語に見ゆ
ハ矢びらのないたてより小札を紙にて出して云　又云矢
びらのないたてより　井たまを口をとって作りなりとあり
小札とハうらに紙出してしてあるハ矢びらのないだてのからに紙を出して出たる板を作りてそれを下に置きて作也
一　のえびらと云ハ箙代と書也　是ハ征矢ならまし　おもての根の箙ニ
のえびらのうつぼと云ふうら矢の部ニあり見るべし
のなかごを云也　うつぼのかしらのうきのあたりのことか　保元物語ニ山鳥の尾を以て
作りたるに寸法の九根の箙中に差て箙代あるなとあり
一　えびらの事　武芸の部ニ記ス
一　うつぼの事　武芸の部ニ記ス
一　的をとるかの字をかじりて云時ハ小的の輪の事也

一 かの字を書きて、しかる時ハ的のうしろに張る布の幕の様成
ものを云也 大的草鹿などを射るつけの小的 かどふ的皮をとる丈布を云 白輪 的章 皆書也
一ニカハ
ゆかけのゆびを付く 色々書して云ハ色のかけら別の草
その外ハ佐らぬとなる也 同じ色のともかきて ハさくせゆひ
をつくるハならぬものや ゆびを別の色乃草にてはぐ也 あて草ト云 別の色乃
武せとんはる人もあやまりやすし 草にて 草て云 るまなり
ゆひをつくく侍 き色 射手具足秘録に見えたり

扶桑略記ニハ母盧衣トアリ
一 ものゝハ弓をもちて敵の射かる矢をふせぎける物成し
此者軍用記ニ無ク云々
古用ひ様のまゝて縫ふる也 近代ハ竹籠をなとしも包て着ひし
てさしもの用ゐるに成ける 天ゝろを母衣と書く 母厘衣
ゐろのる まことくろりコレヨリ末二十枚ニアリ

乃盧の字を中略して用ゆ也 此外の事軍用記ニ委ク記ス

一 箙ニ鞭さす事 軍中記ニ云 箙を前にしハさりつしたらべし
鞭をハ右よりの方より横にさす也 さしさすは左の箙にもち
をさする也 弓射ては右に付る方也 箙のうしろの方也 箙
結付ル箙ヲ向テ右之
に矢のさし様ハ物調記ニあり 箙にもちさすなハ る上の時のこと也

一 うつぼの上ニ鞭さす事 弓を射る実ニ云ふ うつぼの上に
矢頭さすへきる事 数ハ三二つも立つべし 但宿老ハ一つさしたる
もよしてある人も 一つさしたるハ くろうろやき也 鞭を右
さして矢頭をそえて さすべし うつぼのまん中ニ右横ニ
さすべし 三の時ハもや二つ又二つの時ハもやおともや一つの時ハもや

をさすへし又矢臣をさしあけて觀計させて時ハそれを觀
をうけたるの上にあはせ毎し又矢臣をとるたるの上に
さゝすしてうけたるの内にさしたるにハあらし但異説にハさしも
みえきたりそ うつほの上さまにうつほを脇につけてそのまゝ矢臣
むちあと帯にさゝすへうつほの内の上にさゝすにハあらす

(うつほの右実に 箙ハ刀のさやを強くせ に入るやうに 頁ふさなり 此時ハかけおき 左ノ脇下下へ 廻テ右の肩上にうけてうけ緒ニ通し結之 めぐれハ強之左ノ脇下へトリテアノサヤ強クのあたりへかゝるへし)

一 逆頬箙乃鳥根 箙を背の右の脇にあてゝ付紐を
左の肩の上より前へまわりそれを右の脇乃下へとりてうけ
緒に通して 右の脇にて結也 うけ緒の端二筋あまりて前にたれぬ
うけ緒にうけてむすふなり
此箙不時ハつるさきハ左の肩の下より後へまわる也 白布を
十德帯のことくしてみて其ひらの腰乃下の方にうけ
て腰にあひ付る也 又常帯をも用ゆ 但是ハ組緒なるへし
鎌倉年中行事に内箙逆頬ハ上帯布を以て

(是ハ布衣記の説之布但結で用)
(是ハ布衣記の説之頁)
(是ヨリ末云ね)

一 胴無乃事おかれし記にことくしらぬ矢を三置て道
具の名にハあらす 武書に云文明年中太田道灌上
洛乃時将軍義政公御前にて胴無家に偏る
事こそあて(名年)書記しをまいらせ之て由仰られれハ
胴無乃事ハ 都様ことそ此へんれ何をか書て上るへき
おかし 兎角に沈思して道灌歌に
矢をさして左右に弓を胴無奥のあらひて
家によるへきとよみて奉るとそ此歌に矢を
さすとと云ハ箙に矢をさすと云事也 左右にしたと
云君の左右と云事にて右君れに侍ふと云ことなるや

(近見流ニテアリ)
(持資入道)
(胴無の読の左宣ヲ以テ問ウ之)
(貞丈重テ按 此説ニ道灌ノ詠胴無掛ノ歌ハ後人ノ偽作ナルヘシ道灌ハ名高キ歌人也 此胴無掛ノ歌甚ツタナシ 道灌歌ニシテハ似ツカハシカラヌ事明也 歌ノ道ニシヲサルヘ人ノヨミタル歌也)

調度懸ハ役人箙ニ矢をさし直して弓を持ち主君
の左右はなれず近く參る事を云奥の方とハ此役人
のかくる事ハ軍陣之家之の習なるしと也此頭ニ矢

不忍のみあの府用心の事之

をさして左右ニ弓を調度かけといふをみちくらへして
するを好む者調度懸といふ道具をこしらへおして
調度懸大小あり大なるハ主君の陣屋ニ置なく
小なるハ直て征矢あつるなり云妄説まてを作り
出しゝ也此道具ハ室町将軍の代ニハなし調度懸の
役といふハありし也

古ハ弓矢をハ随身なとも立烏帽子をきて也
今世の如く調度懸とて道具ニ有る事なし

一 弦巻ハ弦をさしはさむ物也今も云ふくろといふ

作り出しゝ也古ハ皮ニて作りしも今は色々にて作り
革の如き物にて作る也今の弦巻ハまんちうを二つ合せ
たる如く丸くあり古の弦巻ハ算盤の玉のごとく板な
是の中ニ孔有りし也中の穴もせまし今のハ中の穴広き也

一 弦袋と云ハ弦巻なるや古ハ弦袋といひし也古ハ袋ニ
て入れたる物を弦袋と名付くる物あり正袋ハ葉檀ニて作
る物なりとも正袋と云類聚雑要抄ニ見えたり
後関白家近代小?く弦袋と云ハ弦巻なるやと知り
たる人ハ弦袋と云物を織物にて縫ひ作りて用るハ誤
也右の如弦袋作りたる平家物語太平記等ニまんえたり

弦袋大ニ付ル事未詳

箙ノ与箙ヲ三ツ入テ置ク所也
家作ニ戸ヲ入テ置ク所
棚戸ニ複障子
籠ナリ

一幕乃乳数ハ二十八也是二十八宿にかたどる也 或説ニ
陣幕の乳数ハ二十八宿の内牛宿を除て廿七にする
也其故ハ牛宿と云星ハ天の丑寅乃方にあり鬼門に
ある星なる故是を除くと云て 貞丈云牛宿を除く
といふハ近代の説也用ゆべからず 古法ハ牛宿を除くる
なし 当家の弓乃矢数其の指示し廿八宿にかたど
ざる事多し されども 牛宿を除くるハなし 幕
にかぎりて牛宿を除くる いはれなきる也
一 うば衣 加茂の内に革にて綴を作り付
けまく是を結ひ綴と云也 此綴に紐を入る也 又

東鑑巻九云 此旗以三浦介義澄為御使 被遣鶴ケ岳別当坊於宮寺て侍日可令加持之由被仰之云云

ところも 皆 三記也 弓馬故実にハ ... あり とハ 書けるなり 其の ... 別なく

一 旗幕 扇 団扇などを作り梵字又ハ仏名など書き出
家に加持させて用ゆる事中古以来の風俗也 此仏神
用ゆるハ其道具を貴くすべきが為也 天下の人賢き人
ハすくなくして愚なる人ハ多し 愚人ハ仏を信仰する也
大将仏を用ひれハ愚人の心にたのもしくおもふ故也
見ゆきうりそもく仏法を用ゆるハ愚人をつなぐ
べき為の方便也 賢き大将ハ仏をはじめて諱のたよけ
とする也 愚なる大将ハ仏にたのまれて諱をそそこる
也 仏をたのむと仏にたのまるゝとの差別を味ふべし

一 尻籠（シコ）といふ物上古ハ多くしるすも云如く矢をさす物の惣
名称なれば玄恵（ゲンエ）法印の庭訓往来下学集（カガリ）塩嚢（シウアイナウ）抄（シヤウ）などに
尻籠の名見えて箙（エビラ）と尻籠（シコ）と一所に書たり太平記にも人
のさき捨たる箙（エビラ）竹尻籠（シコ）箙（ウツボ）なとを拾（ヒロ）ひ抱くばかり集て（アツメ）とぞありける
より大なる忠付書なもあらなる中略箙（エビラ）矢籠（シコ）などおひ
たるが如しと云るあり是まで箙と尻籠二所に書たり
尻籠ハ東鑑にハ見えず庭訓にハ見タり鎌倉時代の末より
して元弘建武年の比より尻籠と云物を用ひし物
なるべし夫れも今の世にある尻籠と同しものハ
じかるし今の制作とハちがひしまで古物をいはず

義経記に志この矢こしにさしたりなおひたり
フトアリ是ヲ以テ按スルニ右ノ志こも今の志こにてハなく肩に負ひたる箙矢ならバもすこしありとおひたりと記にアリ今ノ世ノシコモ肩ヘ負ヒて下りこなたの紀しも今ノ志このうちにあるべし

追考
世の志ことハ別に矢壷ヤナリヒノ三冊アリ見合べし

一 下総国鹿嶋（カシマ）郡（コホリ）香取（カンドリ）明神の宝蔵（ホウザウ）に上古の箙あり是
ハ箙也矢をさす物の革にて包くかくしもなく矢をさす物箙
なり是ハ組緒にて矢をあミ出て矢をさす同組緒にて
矢たばねをする也太平記に矢たばねといふて引くゝりつげと
あるも此事也此式箙に矢をさし矢たばねしたる古代
の絵師のかきたる武者の背に負たる箙の絵と一同なる形也
箙のつまに矢たばねの革を結つけかくしたり付矢をさす物（を作れ）
箙などハ矢さしこもつらきなく其代りに中古以来作為
しるなる也右の忠乃指図の征矢（カリ）（コトバキ）の様の羽を不
考まハ東照将軍の比ハもや矢さしの箙ハ示しや

四方ニカス四角ニ並ブ鋲アリ

一 箙（エビラ）の作りに矢たばねの革をさしつけ又篦くゝりのところを作り
付けるに根くゝりの篦（穴）を作り付る箙には組緒（クミヲ）にて別に
矢くゝり矢たばねをあつる事なり也尤その箙に組緒に
て矢くゝり矢たばねあるときは見分かへる事なれども矢はぬき
出さぬや組緒にて矢くゝりを矢たばねあるにはたゞ矢たば
ねの革もなくしも根くゝりもなき箙にあるなり也此二品に
んは組もばいふその箙には矢ともに持出すべし
一 或説に古はたゞ矢たばねにて矢をさしたり後に緒（ヲ）を作り
て付る也なり依てと云 貞丈云此説非也ことはりと云ふ
古書には見えず古の作法は違也 のまゝにてくゝりてさしたり

なりしを昔の人はたとへをとりて今のうつぼの如く作り用ひける
由多賀豊後守忠卿書に見えたりうつぼと云物のことは見えず
一 首丁（シユチヤウ）頭巾又出（シユチヤウ）頭巾乃事 小袖の鄙に云
一 纏をまとふ事もありて云得たるより保之物語に
一 武者所に兵甲冑をとりて弓矢を帯とあり
一 古アの胡籙 のる 付るには革を細く裁て胡籙に通し
とおして古めに古力の帯とを通して帯にかく
也胡籙は古力のあし二所の所にあつる 同紀に云つる
まはの革のひろさ寸ほどにしてつけ無し
かきしを云うしなきれ二所のさき寸あり今へは鞭甲

保元物語にあやしげなる男あつひ甲冑したる山法師五六人ありと又平治物語に中男がよろひ
ちと云あり者もなかりしかば
曾我物語に
後陣のけいごの武士ども弓矢を帯ぶ
随兵は兵卒につく
貞昌記

小腕く弦云也なんどの説生の付ばつまきの急し
方を弦かくる なかれ不弦云也とし

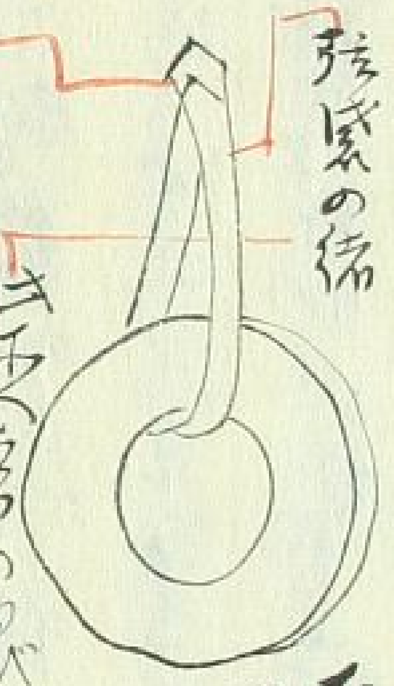

弦巻 つるまきのるゝ

楯の板をとゝめあいに云ることをしるハ木ハやけて矢モトヲラスナリ

一 古ハ合戦よ弓ハかりにて鉄砲ハなかりしや されバ楯の板ハ楠の木けやきなとを用て矢通らぬなし 鉄砲出来て楠の木けやきなとハ打通す也 樫の木ハ鉄

一 炮も打通さぬ なきや 試る人のおそろし也

一 軍法と云ハ軍兵の人数の組合より旗貝陣太鼓出乃合図の定あくて軍中の法度法式の定法を云也

一 軍術と云ハ謀をめぐらすへきすべてを云也 謀計等を云

一 兵法と云ハ軍法のことも剣術のことを兵法と云ハあやまりや 以上三ケ条武具のことにハあらねども書のついでに記る

一 首桶ハ首おけなり 首を切て入るゝ也 又首器也 首を入る 也 俗云首桶とも云

一 鐙の後にあけをきをもちいて袖の水のこれ徒をとあけ出して陣へ成らぬ為と置之

あけまきの一名をとんぼう結と云 とんぼうと云虫はあとへ去
ずしりぞかぬ虫也 武士のあとへさがるまじきいましめの為に用之
旗竿ニモとんぼう結ある旗を 袖の緒を水のミの緒といふは
とんぼうを作りなれも同意之
（アゲマキ一手ノ名ナリ）とんぼう結に似て結び分る故之 とんぼうは水の上を飛び
て尾先を水をつけあるく故也 しかれはけにあげまきむすびたるゆへ 冬し明続京の射侍く用し

一 弓袋或ハ大的の布皮ホをハ十九と云 布まて作るゆへ
旧紀に見えたり 十九の布れる袖[illegible]の事に委
しく置や見合考へし

一 箙の上帯の事 三緩一統布衣記 武田信豊箙図（信玄弟左馬助）
なとにもみえたり 箙に矢をさすする所ハ上ゟ

鎌倉年中行事に箙の上帯逆頬に上帯赤とアリ

當用抄云 矢をさしたる上帯の事紅にても右廿八尺斗にすへし

きたなくて見ぐるしき故ゆるくつけて抱也 依之上帯
をまきしハ箙折之へ弓おし 上帯ハ長サ一丈の組
緒を二ツに折て箙のうしろより あて右の方を又
寸程出して箙のつる乃つけきはに結びつけて
今一方のつるにてあまりを結にして又緒をとう
しろ腰にとし弓手より右へまはして五寸計の所を
ハ右の腰脇へまとして弓手よりとしる緒を一おし
へ入て右脇にてくくるに緒て緒あまりをいとく
見え へくらせ三ツ折にして其上帯を二ツに折時
緒の端を斤八一尺計短して箙に緒付之 公家の随身

追記 軍器ヲ作ルニ軍陣ヲ勧請スルトテ云コトモ上古ニハナシ後代ノコト也其物ヲ神ニセントテノコトナリ

一 白布を細く畳みて上帯にあつることもあり 布衣記にみえたり（上帯ハ忘ひもの結びのことにハあらず 忘ひものかたちに上帯を用るなり）

一 軍器を作るに婦人を忌むハ月水を忌むなり 鎧乃綴糸（トヂイト）幕旗の布帛（フハク）ハ婦人の織るものなれども それハ不浄しといへども月水をいみて紙にて こしらへし 平紙にて 利刃（キレモノ）をぬぐふにも いかなる名剣も鈍くなるとかや 唐の荊川（ケイセン）が武編といふ書よりみえたり 又軍器に軍神を勧請せる故月水の穢（ケガレ）を忌むとぞ（荊川ハ人ノ名ナリ）（唐ノ馬改写ニ作ル）

一 細かきつぼといふハ 誇るうつぼの事なりと云ハ 誇るうつぼのことなるべし

一 まどうつぼハ誇るうつぼの事也 陰のうつぼといふハ やまとうつぼとて帯中に徴しせと清浄に純あり つまうつぼといふハぬりうつぼなり 誇るうつぼと云ハ 毛皮をかけたる也

一 弦袋（ツルブクロ）弦巻 今ハ常に江州水口（コウシウミナクチ）細工（サイク）の葛（ツヅラ）にて組たるを用ゆ 古ハ革にて作りし也 左右共に附ハ 赤皮左右共に附ハ 藍皮の弦袋を用ひし由 源平盛衰記巻十三にみえたり

一 いみ皮にて下地を作り 赤皮藍皮にて縫ひ包み成へし

一 たかしこといふハ竹胡簶（タケシコ）也 即竹籠也（三壺聞録 やき竹ノことく作ルナヘシ）（平家物語乃名本にあり） 又一説に 箪胡簶（タカシコ）也 籠を明の矢をさしたる胡簶

竹箙ト云物モアリ 未ニ記ス 是ヨリ未十四枚めニアリ

盛衰記ニ
六ノ巻ニ義仲
赤地錦ノ直
垂ニ紅ノ衣ヲ
重テ石打ノ矢
胡籙トアリ
是モ石打ノ羽
ノ矢ヲサシタル
ヤナツ井也

をさせ飾抄に府随身帯に鷲尾胡籙に切文肩に鷹胡
籙可也とぞ又今昔物語に節黒の胡籙に雁俣乃二ツ
有ける征矢卅ト云又源平盛衰記に石打の胡
（宇治大納言ノ書）
籙と云是なとハ皆その矢の羽又ハ矢筈をいふ也鷲乃
尾をはぎたる矢さしたる胡籙鷲の羽をはぎたる矢さ
したる胡籙節黒くとりたる矢さしたる胡籙石打の
征矢さしたる胡籙といふを右の如くいひける也鷹の尾ノ箙
といふも右同例なり　尾箙と鷹の尾箙とも云へるにあらず

（鎧直垂具足ヨリ十三枚メニアリ）

一 鎧直垂は常の直垂に替る所ハなきなれども裾
ハ長くしては合戦に宜からぬ故短く縫くしてすそをくゝる
鎧をもつれ四のくゝりあり　末に記ス

金らんの
鎧ひたゝれ
建武二年
記にいくさ

絵をさし袖の端なども くゝり緒をさして 折る也 又軍陣
乃服なる故花麗を専らとして錦などをも 縫物をも
用ひられ常の直垂とハ別なる様になりたる也 生絹にても
練貫にても布にても用ゆる事見えたり 又まくしたちハ
常にてハなくして平く おしこめて菊綴のなくして
とぢ付る也 きくとぢあるもあり なきもあり 源平盛
衰記三十五の巻 義経院参の時六人の武士の装束にある
を記したる所に 鎧直垂式ハ赤地の錦萌黄の錦など
とも記して 右馬允重助が鎧直垂をば菊綴に直垂と
記したり 又同巻 巴女関東下向の条にも 巴ハ都をあけ

鎧直垂に
家の紋を
つけたる盛
衰記にも見へ
たり 細れ
ノ錦に記ス

時は佳村紅に名取の鎧直垂を着てけるが関寺の
合戦には紫陽子を織り付けたる直垂に菊閉滋くし
いろを見えたり御見えたり是までを以て察すべし
あるべきもあらせずともあるまじなど知るべし
一 腹巻には袖なき物也 袖は付けは鎧の袖を取て付る
物也 源平盛衰記巻五成親卿人々捕縛事 云 萌黄の腹巻の袖
付たるを着て小長刀計にて立たり 又同巻十五に
宇治川合戦ノ条 慶秀は白帷の脇かきたるに黄大口着て萌黄
乃腹巻に袖付たる 帷は脇かきたる褐の帷
白大口に洗革の腹巻に射向の袖をぞ付たりける 又同

帷トハ大カタヒラ ヒラセ脇カキタルトハ 左右ノ口キヨアケタルセ

参考太平記ニ 少貳頼尚ハ 萌黄威ノ腹巻 三同モノヽツヽ トリタル袖 付テ着タリ ケル

巻十九に文覚発心ノ条 盛遠紺村濃の直垂に黒糸威の腹
巻に袖付て 同巻廿四南部合戦ノ条 褐の直垂に萌黄の腹
巻に袖付て云々 是等腹巻には袖なき故に鎧の袖
をとりて付たるを云なり 近代は腹巻に袖ある物もあり
一 革にて作りたる武具又は矢の箆などは土蔵など
に入置けば必虫食ふ物也 虫の食はざる為に泥鰻を
焼て其烟にて能くふすべ置べし 虫食ふまじ
無之 泥鰻は虫を去る物也 古覚に泥鰻を食たるも
腹中の痛の虫を去るべき為也 鉾長刀の柄など
はつかきの皮にてぬらへもよし 矢箆なども ぬぐひ置べし

鉾ノ柄又ハ矢ノ箆ノ類ハウナギノ皮ニテモ内ニテモシレヨク以テヌグヒ置ヘシ 虫ツクコトモヌグハレヌ物ハ煙ニテフスベルカヨシ スベラヌモノハスグニヌルガヨシ

庭訓往来 下学集ヿ
素往来 ナドノ類ニモ
ザイナドヽ云
文字ヲ無シ

一 さい又さいはいとも云と云物古ハ無し源平の戦の比より室町
家の代に至るまで無し然るを源平盛衰記平家
物語保元物語平治物語東鑑太平記などにハ見えず
只上古の書にハ見えず奥九年後三年などの絵巻物
などにも見えず甲陽軍鑑に源義朝臣采配を
新羅三郎に譲らんとあれども偽也又武田に
猶家の挿なりとて作られしと云も又偽りせ
信玄へつがずざいハ武田信玄の家にて作り始めしか
又上古の法式といふ事もなく只鷹匠の家に
山鷹ヲ使ふ道具にざいとて名付て竿の先に

将軍京元長乃随兵日記ニモ扇ノコシラヘヤウハ有リテ団扇トザイノ文ハ无シ随兵日記ハ文明八年ノ書也

一 細截る紙を多くゆひ付くそれを持て采をつくる也
式家の道具より思ひ付て軍のさいを作りし成べし

ハチツチノ糸ヲワケテ布ヲ外ヘ引出スヤ

一 古ハかぶとみえけずりありてもあり なきもありしせ
うけた笠布手ハ笠の如くなりされ
其をを布にて十文字に縫ひてかぶ
る也笠の如く十文字に縫てかざ笠
ハチノ内ニ十文字ニナルナリ
る弁飛驒守惟久が画きし後
三年の絵巻物にいくらも見えたり
土佐ノ錦 実朝公時代ノ絵師也

一 後三年乃絵巻物に見えたる鎧の図左の如し

くるやうにみえゆる也 右ハ絵のうつし

一 後三年ハ絵に見えたる沓の図 二ツ 左のうつし

一 鉾ハ太平記建武元年乃戦ニ於て見えたり 後三年合戦の絵乃中に
（三井寺合戦ノ条之）
（建武ヨリハ二百五十六年バかり以前なり）

然るに於て此所に鉾ハかいたるなし 古人事わることを成へし

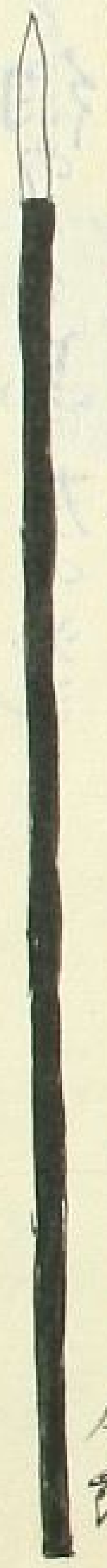

又長刀も見え侍りぬ 今の長刀にあたる なし

然るに矢也是さへかくれ箙なり
べき形式箙を負ける矢受け給
を肩にかけおうけ給ひ付給ひとする腰のそへてをりし
て給ふ矢をえがきたり是ハ絵師のあやまり成へし
惟久も絵師なれバ箙の負様などハうときなるべき
にや 雑のるハ古画事とて一概に信ずべからず

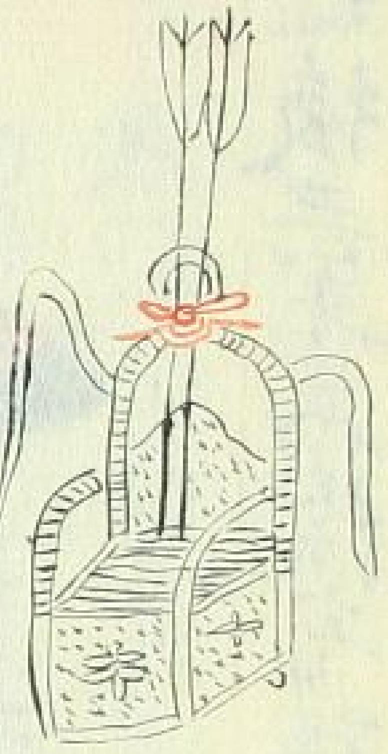

一 弦袋ハ後三年合戦の絵に（ツルマキハ）
見えたるハ太刀にもひとつ
みもけず絵の弦にもけず
別に弦袋に弦を付ておび

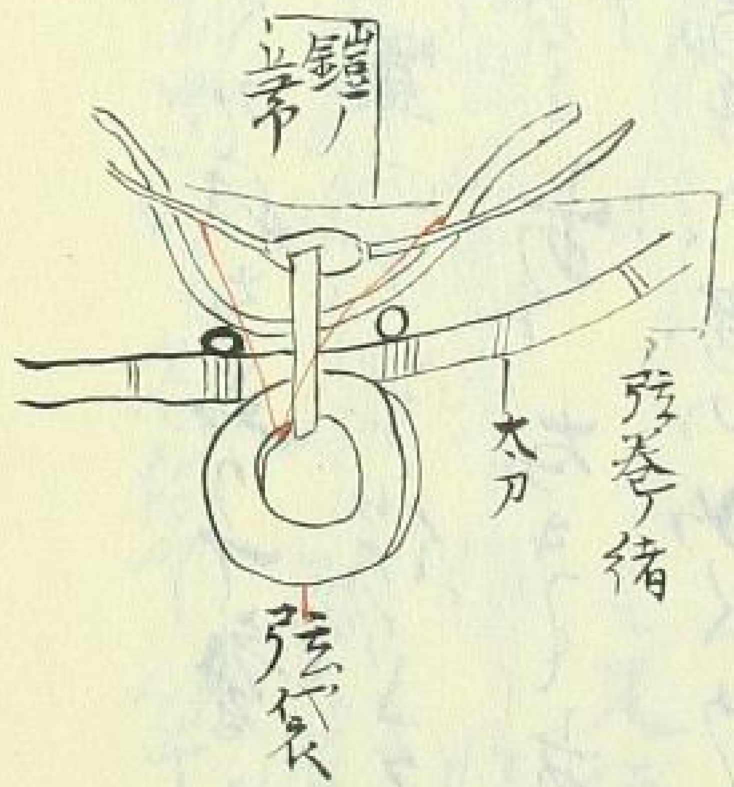

一 義家朝臣の旗は後三年の絵にみえたるは白く無紋也二幅にてありけれは方二まして書せず旗差乃持てる上にてもたしをおせ又たしを納めたる図左のごとし

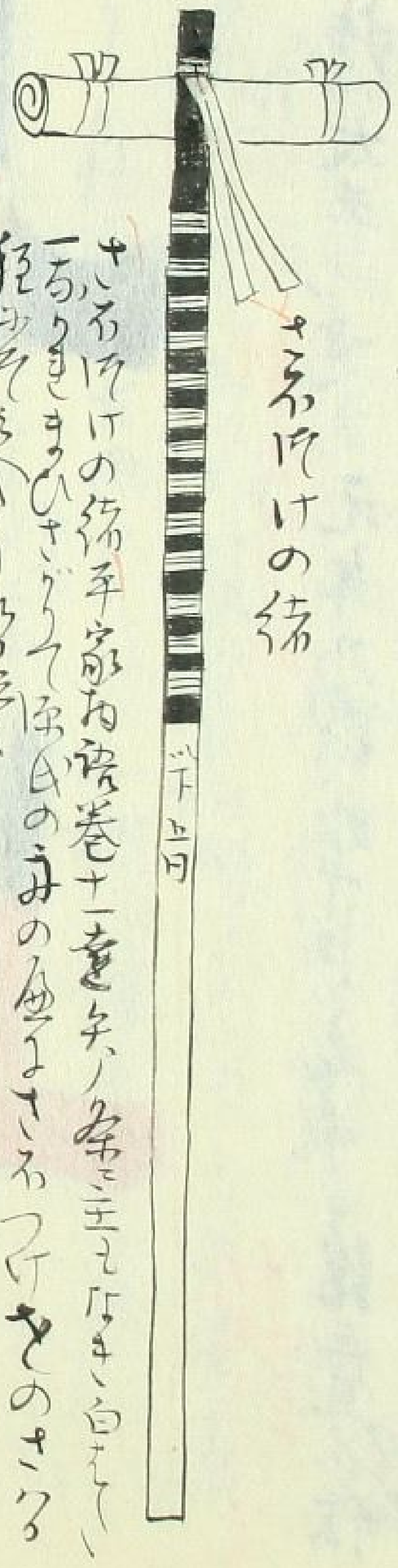

さかはけの旗平家物語巻十一遠矢ノ条ニ主もなき白旗一ながれまひさがりて源氏の舟の舳にさをのつけをのさく経などうへしたる

一 猿頬をかけたる武者一人後三年の絵にみえたる猿頬をおいみし図を半頬とも云面頬のごとくにて鼻もなくもあれはあてたるも頬の玉はかくらす頬と腮

ぞりをおおはすれは也半頬をハツブリとよむはせハツフリハ半頭とも半首とも書之頭にかぶる物也ノ非

半頬ヲカケレハ猿面ノ如ク頬ノ形アラ似ユヘサルホウト云

一 鎧の袖乃水のみの緒をおしつけてあげ結きにゆひたけしたる様後三年の絵にみえたる図左のごとし

水のみの緒をさきにすかうむすぶ者也

水のみの緒をあげまきにゆひたる事は袖のおへさがらぬ為に志たる

一 うはかの形も今のものにあるおし後三年の絵にみえたる物とハ毛形かかりける後三年の絵の図左のごとし

氏統卿ノ人行状の絵ニ佐々木ノ繪 サカサニミサシタル躰ノ也

上京豊前守弓法覚書云空穂の中ニ遠矢神頭ハ高く立ておとさし又ハ羽の方を下へなして指さし
矢の先をさすなりさきもある也 空穂とかそこしまへんとこハさすもの

矢はさす様の常は如くさし 中に一ツ二ツ 此矢をさかさに遣ニ さしやうは常ハ 乃如くさすなり
常の如くつがひ

一 もみ出しは弓ハ鉾先しるす 鉾先をさきにむけて弦ハ うるもうしろにて弦ひくも 安根後三年の絵にも見えたり

一 弭の小手をとりていふことを付るハ悪しとていふことを付すして 小手は弦を腕の下にてゆふへし
左小手の弦ハ右の腕下まてゆふ 右小手ハ左の腕下にてゆふなり
後三年の絵ハ鉾先也 南せの具足ハ小手をとりていふこと 付る加ゆ急ぎ弭を甚るにつよく見られぬや

小笠原元長乃随兵日記ニ云 扇ノ事ハアレ 上ニ国扇ノ事 ハ無シ 随兵日記ハ文明十八年ノ書也

一 軍配団扇を持て魁の下知をせしこと 前九年後三年物語 保元平治物語 源平盛衰記 平家物語 太平記 などにも見えず 軍配団扇といふは 甲陽軍鑑 又三代一統 に見えたり 山城国太秦乃広隆寺

聖徳太子の時代ニハ唐の風俗を用られしなれ

に聖徳太子の団扇ありといひ伝ふ 軍の時用ひられしものなりとそ 太子の御時のものなれはいかゝあらん されどもいひ伝へのみにて たしかなる証拠もなし 団扇を用ゐるハ謙信玄など盛ニ用ひたるなるへし 大かた扇を

常に団扇をおもひしものなり

三代一統ニ云 軍陣ニ在中の団扇を手ニ持ち 下知するニハ数ニ進退すへき也

用ひしそれも今の世のことく軍扇と名付て 鉄の骨にして地紙を漆ぬりにし 皆朱にて書をなしたる 地紙附骨 乃扇なり 弦を付しなと今ハ見おとさぬ為也

一 後三年の絵に見えたる楯常のことく四角にて細もとそ
れは上の方に足つきたらんだらの紋を一つ書たり

一 後三年の絵に見えたる幕四幅（ヨノ）也 五幅（イツノ）の幕一つ見えたり
何れも上の幅二幅は黒く下の方は白 又は上三幅黄 下二幅黒也 紋は
くりくりを書 無紋もあり 旭を向ひ合て書たるもあり 紋
乃あるは何れも上二幅に紋を書たり 義家の陣所
の幕には赤き幔幕也 又白布とみえて まつりし紋あ
そてまつりせそあおり物ありあれ
後ろる所平ならうちいなし

一 鉄面も見えたり 又其紋青白幅文もあり
面頬（メンホウ）は頬（カホ）を一面に 山田也 目の下ガ

一 頬当は目の下より 面り猿頬（サルホウ）は鼻なくて 下あく也

舞楽ノ假面ノ如シ

面頬

上ニ半首ヲカブレハ面頬ト同ヤウニナルナリ

半頬

此頬當ヲシテ上ニ半首ヲカブレハ其顔ノ躰猿ノ面ノ赤キ所ノコトクナリ 半首ト頬當ハ猿面ノモノ所ノゴトシ

是ヲ猿頬（サルホウ）ト云

小手スネアテニクサリカタビラ又ハハラアテヲ着テ鉄鉢ヲカブル事アリ 身ヲ軽ク出立ル時ノ事ナリ

一 鉄鉢のことを半首といふはとおへ遠あり 鉄鉢は冑の下にかふる鉢也 又身軽に出立時冑をば用ひずして鉄鉢ばかりをも用ゆ 半首は頭の半分をおほふ道具也 目の下は頬当をして半首をかぶれば面頬同前になる也

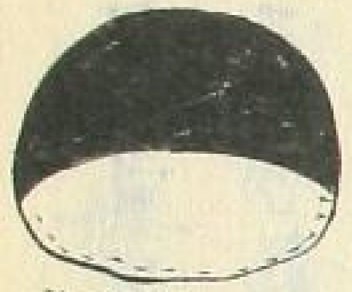

鉄鉢
内ニうけあり 布ヲ用 錦モ付ルナリ

半首
是モ鉄ニテ作ル
下ニハ半頬ニテモ猿頬ニテモアツル

此手作本ニ記ス是ヨリ七枚メニアリ見合スヘシ

一 古ハ具足箱といふもの無し甲冑をハ唐櫃に納めしや
平家物語に重代の鎧を唐草を唐櫃に入てかゝせらるゝなど
又盛衰記にも物具多捨て中にも忠度ハ路書る鎧唐櫃一合あり（鎧入るゝところハ大サ甲冑をゆらし入る櫃に）

東鑑巻四 阿闍梨公暁腹巻ノ衣ヲ着ス 同廿四ニ云東大寺供養之日右大将軍御出之间御束帯之下可令着腹巻給云々

一 上腹巻下腹巻なる（ものや形ハ荷ゝるとこりの形なり） 直垂狩衣水干などの上に着るを上腹巻といふ
下腹巻ト云ハ此装束の下に着るを下腹巻といふ也
盛衰記巻二十（八枚合戦ノ条） 兼隆紺の小袖に上腹巻着て長刀
同巻一（大納言夜討ノ条） 家貞ハ布衣の下に萌黄の腹巻を着衣に太刀
佩る 同巻十一（静憲与入道問答ノ条） 滋目結の直垂に菊綴して下
腹巻に矢負たる 同巻廿四（三井寺衆議ノ条） 乗圓阿闍梨慶秀ハ下

腹巻に衣装束 同巻三十五（義経院参ノ条） 家貞ハ指衣の下に紺
糸威の腹巻を着し云々 （負太抔下腹巻といふハあれども下鎧といふものハ無きなり）

一 弦袋（弦巻ハ手也）を太刀に付るハ古ハ無位無官の者ハせぬ也
位ハ従五位下以上官ハ左兵衛右兵衛左衛門右衛門尉などに
なりし人ハ皆是衛府の官ハ或ハ位なき地下なれハ其人に
随へきに依て弦袋を付て左右兵衛府ハ左右衛門
府蔵人の弦袋を付る由 長谷部信連ハ其衛府の
平家物語（巻十参 高倉宮信連戦ノ条）にも見えたり 又陸奥守義家朝臣奥
州にて武衛家衛等と合戦の由を会すに左衛門佐義光
御所にて禁裏守護の官を辞退し弦袋を解て陣上に置て

濟に奥州へ下向せられし也東鑑にみえたり又青砥
左衛門尉藤綱の時出仕にハ木鞘巻の刀をさし木
太刀をはかせたるが叙爵（従五位下になりて）乃後ハ此太刀に弦袋
を付る也太平記に見えたり（おさや巻木太刀とハさやを木地のまゝにてぬらぬを云）
一腰小旗乃事 平治物語に待賢門軍の条云平家ハ赤はたさし
日に映じてかゞやきたり源氏ハ大白しるしをさし
あへて白かりきと云此腰小旗と云ハ後世のさし物に云る
背旗乃事にハあらず是ハ袖志るし也どの如くなり

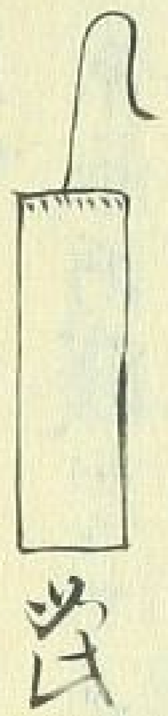

此にうつて腰に付るを云歳へし是ハ
身方にわかるゝしるし也（袖にハ袖志るし腰にハ腰小旗をさし付て自身よりそでも敵に紛れぬための事なり）

一古代の鎧（ヨロヒ）も腹巻も胴丸も皆札ハ黒ぬりにてたり小札
也金札（キンザネ）ハ希まれ也古き絵に有かきたる皆黒札（クロサネ）に書キ
たりおどしげは名ハ皆札をとぢたる糸紐革の名を称り
ぬきたる乃糸を以て名付る也近世ハ札の形をさし
ともに海にぬりて札の形と札のぬりもとめさせ糸と三
不色を合ておどしけの名を云る説あり古代無き事也
一鎧乃袖草摺の上の方ハ白く下二段程ハ紫革を揃
黄紙も又ハ何色にても糸を用ゐるをハ紫（ムラサキ）裾濃（スソゴ）萌黄（モエギ）裾濃（スソゴ）など
とぞ云也此名保元平治物語盛衰記なとの古き軍
物語なとに見えたれとも古き絵にハ見えず 公家

装束ノ書に 平緒（平緒ハ太刀をさぐ帯なり） 又ハ瀬戸（シリアイ）などに式条従為
貫従（タン）貫檀（ハジ）従（ダン）などゝ云名あり皆上ハ白くして下なる方
ハ紫にも何色にも染るを云 紋（ダン）ノ字ハいろどると
よむ字也いろ々なるをいふ同し 右の従を裳濃（スソゴ）と云
ちぐ々覚しる人あり誤也（従ハ上白ク下何色にも染る也 裳濃ハ上何色ニテモ薄クシテ下濃クスル也）

（上古ハ鞆ヲ カワモト云 稜威高鞆ヲイツノタカトモト日本紀アリ 又ホムタトモ云日本紀ニ見タリ）

一 鞆と云物を革にて作りて形（カタチ）ハ鞠に似たり手もあり
緒もあり 上古弓射る時左の腕（ウデ）に結び付る物也是ハ
弓の弦にて腕を打ことを防ぐ為の物也 鞆に二品あり武
用の鞆と伊勢の神宝の鞆と云也 武用の鞆ハ熊の皮に
て作る（毛ハ裏の方にあるなり） 腕を通す穴ハ牛の革にてまとひて式条也

今ノ神宝ハ組緒を付ル也 又神宝の鞆ハ鹿の皮にて縫て胡粉をぬりて（地ヲ黒ク ヌリ白ク 巴ヲカク 銀ワシニテ カクノナリ）
黒毛を以て絵を書也 委細ハ延喜式と云書に見えたり

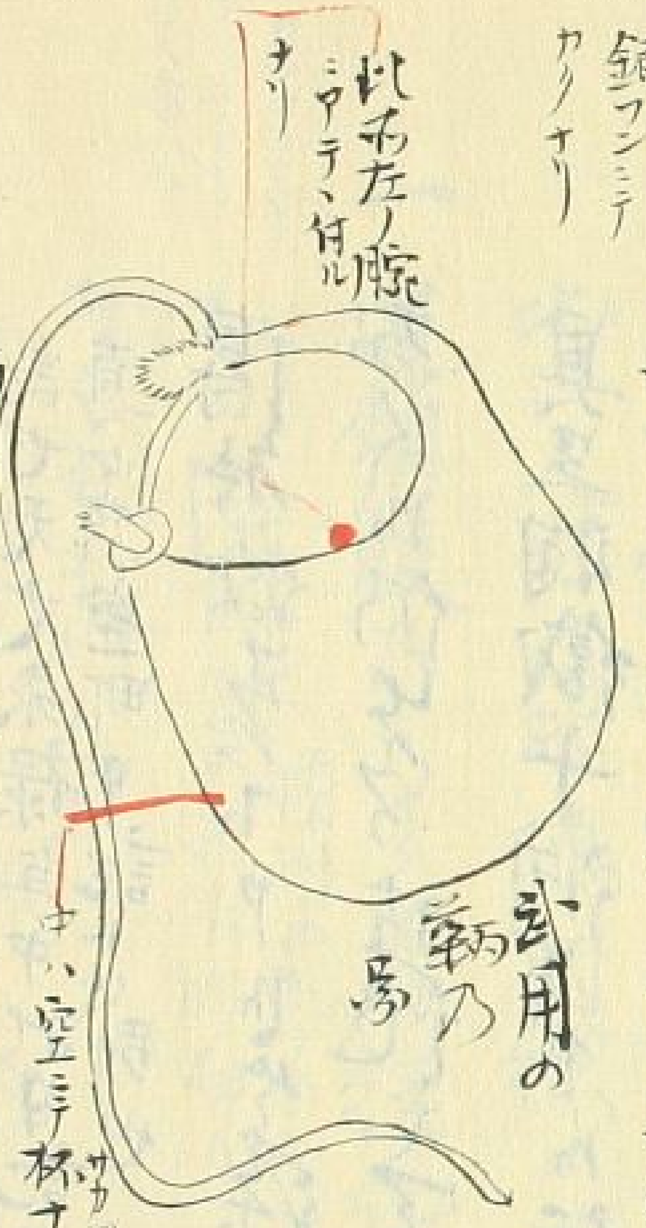

鞆ノ料熊皮長サ九寸廣五寸 華ノ手ノ料牛革長サ五寸廣ハサ二寸 延喜式ニ見タリ

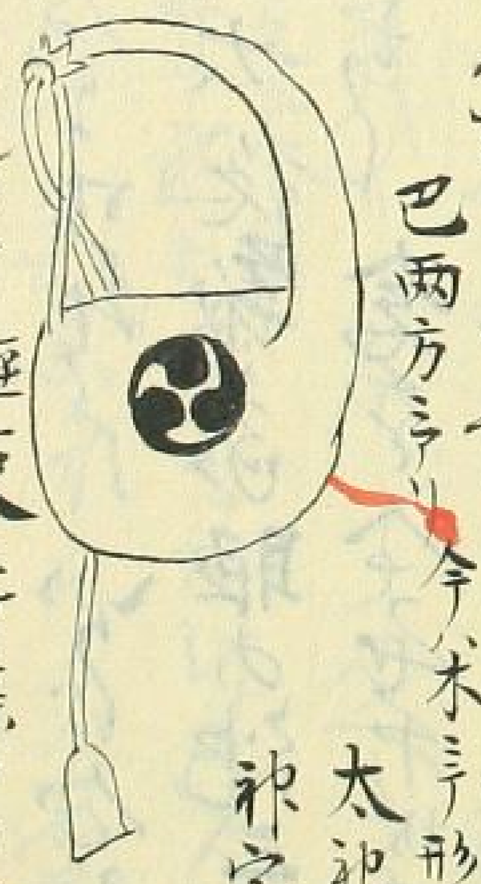

径一尺二寸深サ一尺八四寸五分 丸ノ径四寸厚サ三寸云々 延喜式

鞆ハ左ノ腕ニツケテ射ル時弓弦ヲ避ル為ニシタル物也ト云弦ニテ腕ヲウタスタメ也

貞治五年十二月廿日二条按察殿 其行なれし年
中御殿今射揚始の頭記る書にゆがけさし鞆など付て

弓射る事ハ此比知れる人もなくなりたるやとありし自治
乃にもや新付る事絶て知る人少くなりしせ

一 陣羽織と云ものハ天文なとの比はやりし物にて東山殿の
時代の書なとにハ見えず 室町殿日記に云 此室町日記ハ假名の日記也 天文永禄年中の日記也
眞字の室町日記とハ別也
得能役者下々にハ皆着るにハ いかにもと
なくハ仍てされ法躰にて呉大從獣の毛の純三掛羽
呉呂羽織十領乃中ハ何きとも 念を入させ申にハ仕付
天下乃ハ様て

六月十三日

橘林市右衛門
　　長高

右ハ三好修理大夫義長へあたしへ物を調へ遣しける
伏せ呉呂羽織ハ陣羽織乃事也 義長ハ天文永禄乃
比の人也 此比陣羽織ハ世に用ひしとみえたり

カツラノ事 あちこちモアリ り合へし

一 逆頬箙乃事 義経記に 巻之五忠信吉野合戦条 云 さたけ六尺計に
なる法師 此法師ハ横川のかくしんと云法師なり きハめて色黒かりけるが大やう
ぞくもまへそそしろかりけるの立烏帽子くろ
かハを二寸あてて一寸ハたゝみておとしたる鎧の逆頬箙 甲着て た
めしろなるひきなをして三尺九寸ありける黒漆乃
太刀を熊の皮の尻鞘入てそもきらかさりつゝ あ
ひし矢かき重籐にぬり篦に黒羽をいてまきける

母衣ノ事 是ヨリ千
牧前ニモアリ
又是ヨリ十四
牧末ニモアリ

矢のさきハ箭竹の根より篦をより上十四束ニ取ぶ
くし切りをつミさしよさしてうらニ引よせひらし糸
包の長九尺計をかり四人ちりを杖につきしと云 右乃
如く何れも昇ぎし物を用ゐる中ニさらつる竹をしを
用るハさらつらハ熊の皮 又ハ猪の皮を黒く毛をぬりて
包む也（昇きし云ゟしてくる用ゐるなり 貞丈按ニ さしトハ矢のニ
を四角になるへきさすを云歟（一矢を精ニ記ル如く臆ニあるさし
かさあるへきもふくきさしに對して臆ニさしていふなるへし

一 母衣の付根しる 古ハ籠を包ミて肩ニかけかし 母衣の
形も古の物ハ違へり 大隆寺の 母衣の図あり 上下乃揚を
伐奇継ぎて徒を通しける也 かけ根籠を含也

太平記巻十二
玄尾花ノ末をつゝみ凡ハもしの付
なひかせみろの色をつけらすれ
あきハ云てあるのほにあらの
まらすとい云へもしいの所を
とまもしの子ト云ニ同し
志あつまるすれたきに風ニテ
ひらめしをとらせ
籠あなを包ミたるハひらめく
るなくてまうすせるろの色云
まりるすみ為ニトリふを成しろる
今の世のみろのかけやうとあ
違ひしるを紛らへし

かけ根も大隆寺 義経記衣川合戦ニ云 むさしハなりくまにあり
画像によんなり
おあひこれよおあひぬるなどふのしと定をうちさうま
ち出るをハうきうおもしよつての人などハち色ひなど
するぞりし 矢茎ハち出れどちらぞくして人をも人と
思ひず云へおうてちハよろひのもてうろくに志わうひて
あやちよおりておされたるなどよてきしや ものハこてなる
なるしハあまりものぐるハしさるみ 云もも なるをかけ
とりふをゆしるぞしや もろ云 貞丈云 母衣乃多く おされ言まし
わりしるをみんで おなもなるをかけしるぞと いひける
をみて 古のなるをかける形を考へ見るべし

一 手鉾（テホコ）と云物源平盛衰記義経記なとに見えたり
是ハ今の素鎗乃類なるへし 後三年記絵
素鎗（スヤリ）の如くなる物かきたり 絵詞なとにも見えたる事なし

乳縄ノ事未ニ記ス

一 近世鎧を作る鎧師紙型（カミかた）を以て其主の胴の乳の通（是を乳縄と云）
り寸尺をとりて其人の胴によく合せて鎧の胴を作る事なし
然れとも其胴よりも少し大きく作る也 是鎧の胴に合ひ乳縄あれハ也
てんまる事也 古作の鎧の胴にハ乳縄ぎあり 故に久しく
着て居ても動きよしと云へり 今作る鎧と古作の鎧
ともを着くらへて知るへし 又室町の鎧ハ先祖の鎧を子孫に
伝へて着れる事 古来よりある事なし是其人々の乳縄を用

右の鎧着乃方合す それあさくなる也 胴摘を取ゆ也 右の方ハあきてあり 故大男ニモ中ニモ老合ざるべし されども乳縄とりてなし

又古ノ筒ハ右ニテ引合スル也又ハ今ノ具足ノ如シ然レトモ胴ノ中ニクツロギアリテ緩ビレズ

今世乳縄ヲ作リタル鎧ハ背モ胸モクツロギナクツマルユヘ大ニハタラキ悪シ 引キリタル時ハ甚苦シキゾ 今世新ニ鎧ヲ作ラハクツロギヲ専トシテアツラヘ可シ

其別手法ありて作る事なし 胴の内に余りあるゆへ
鎧の胴にも合ふ也 新しく鎧を作るへき事なれハ古作の
鎧をよく見て其寸法にて作る也 是もまた一義
経記に矢倉の鎧の事も見えたり 今ハ二ツ見えしとなり
あり又太平記に近檀（コキダ）州（メウケン）と云鎧の引合（ヒキアセ）より矢立の硯見えおとし
たる事もあり 皆是 胴の内余りあるを知るへし

一 竹籠ハ竹にて作りたる籠也 昔ハ靱物鎧と云ふもの 主畜に
在る矢さしたるたけ高ひて或ハ籠にてたけてあり（巻ノ一おふかやつにか伊勢ノ神宮ひ一条に見）

一 古き物語草紙なとに籠をうつける負ひ 又ハ背負ふ
負ひなとゝ云ハ籠を負ひさしと高く上けて負ひたるよハあ

られし大兵強力にて矢尺を長くひく故筋を顧する亦
矢尺長くておのづからかゝる事あるを止めたる由也
筋ハ高く上げて肩へかけ矢ぬき出しふくまきあるなり

鎧直垂のこと事もアリ
大将其地ト限ルベからずし

一 鎧直垂のこれる事平治物語（侍従）左馬頭佐重盛ハ生年廿
三今日の軍の大将なれハ赤地の錦の直垂とあり此類につき
て源平盛衰記保元物語平治物語など見れば大将たる人ハ
十が九つ迄ハ皆赤地の錦也されどもとハ稀なる事也大将ならぬ
人も錦を着たるハあれ共赤地ハ見えず是れハこそ宗盛
ハ老後のよひおとて宗盛へ申こし時赤地の錦の直垂
をぞ給ひしなれ赤地を着たる事を許ひし成るべし

古七枚メニモアリ

一 古ハ鎧をも唐櫃（カラヒツ）に納めけり義経記に土佐房義経を討
時に出る事に云鎧腹巻入たる唐櫃（カラウト）これをまで包を
さあそらしき熊野の川を下ると云札を付けてぞ源平盛
衰記巻廿三新院厳島還御乃条に云富士川のさしよこれ
ハ物の具多く捨てる中に忠清（タダキヨ）と銘書したる唐櫃一合あり
き平家物語に云氏の名長唐革を唐櫃に入れたるかゝせ
らるゝ具足櫃といふ物も近代作り出したる物也

一 弁慶が七つ道具といふ事を世にいひ伝へ絵にも熊手（クマデ）
大槌（ツチ）大鋸（コギリ）鉞（マサカリ）などさま〴〵しもちたるやうにとぞ書て背に
負ひたる様を絵がく也義経記をみるに弁慶が七つ道具

といふ名目ハ無し義経記の内住吉大物二ケ所合戦ノ条ニ
云 むさし房ハ色々と弓矢をさまざまにぞもちたり四尺二寸あり
けるつくり太刀をぞはいたりける岩とをしと云刀をさし
おれめぬりたるまさかりないふ鏑（蕪鏑）とふるき
がらを ひしとまとうたりける身をも捨てつるおもひいりの
の木材 檜の一丈二尺あるをふとくゝりて上にひらき
しろまる石だきしるを根本ときて小薙の へさき
ふとび手とるへき是あるをもち居ると済ひびきを
ふるなるべし 肯ふ肩にかゝへず身より入るる也又
いつも常に是木の尺るを用ひたるとも見へず

一 矢立の硯の事 調殺乃部ニ記ス
一 曽乃鏃形と云物ハ慈姑（クワイ）形也 又色いろと云を畧して
くわいと云也又其の詞に依て鏃を作り用て書也又色
いろを用るに八名色いろと云なと加と云物にして加増の仕を
めでたきる故に用る也
（軍陣をと加へ壬郡を加へ成物を加へおもとするにめでたきなり加増乃仕まとゐなり）

くわいの葉正面の図

三角也

昆布ヲよろこぶトよみ勝色ト云ハ褐色を
勝色トよみ 堅栗ヲ勝トよみて祝ふ
おもてくわいを加へてよみしなり

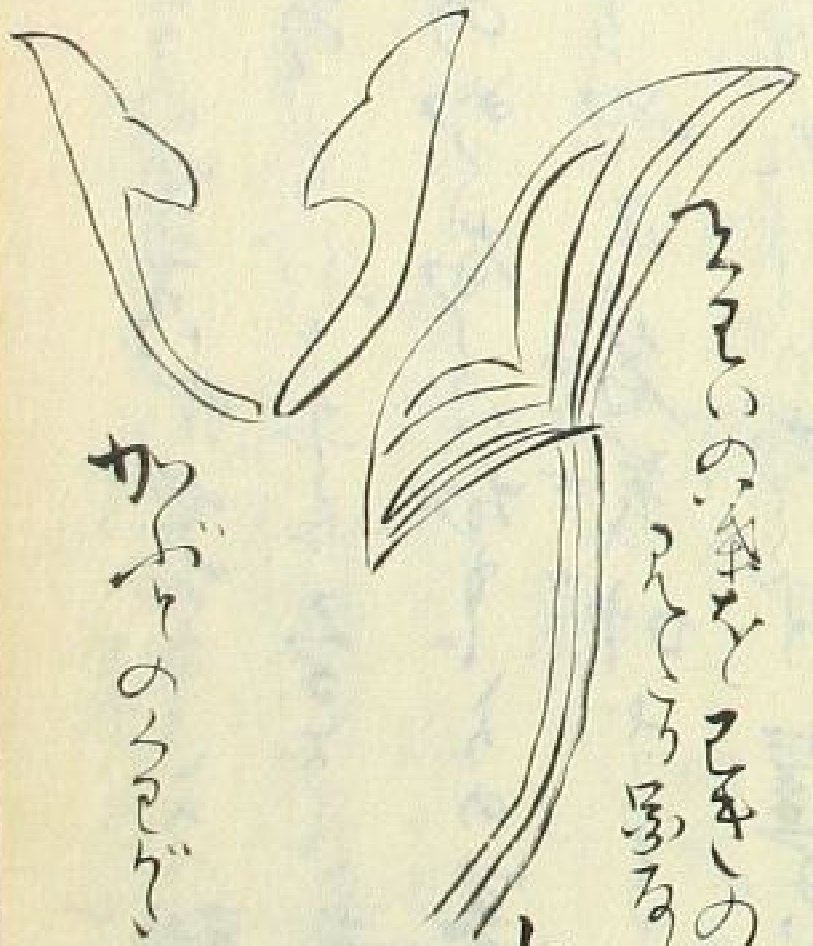

くわいの葉など此の方より見たる図

水草也

かぶとのつるぎの図

ある説に云てハおもだかの葉の形也おもだかハ勝軍草(シヤウグンサウ)
とも云て鎧にもおもだか威ありかぶとにもおもだかありと云
此説あやまり也 右の説のごとくならばおもだかの葉の形を
何とて三つ也しことハ名付るや 且名義(シヤウギ)叶(カナ)ハざるなり 又
おもだかを勝軍草と云ふことたしかならず 鎧におもだか
威あるは近代の人勝軍草と私に名付しなるべし 勝軍
草と云ふ故に依て威毛にも紋形にも用ふるにはあらずたとへ
ば白膠(ヌルデ)木を勝軍木と云ふ故に依て軍器に用ふるにはあらず
軍器に用ふる故に勝軍木と云ふごとし おもだかハ燕尾草と
云水草也 澤瀉ノ二字ヲ古ヨリおもだかと用来るハあやまり也別のもの也

おもだかの葉正面ノ図

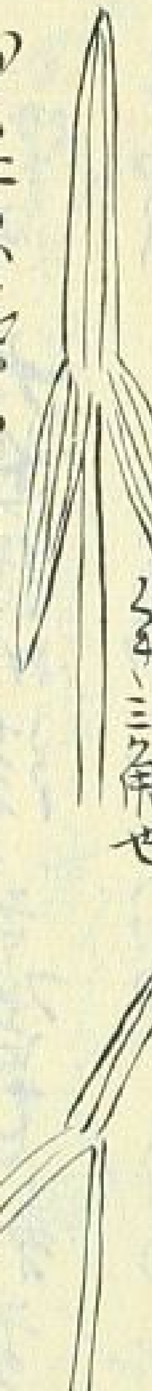

おもだかハ葉先そくちいさし くきハ葉よりたかくおゐ出し 鎧のおもだかおどしハ此おもだかの形をまなびしなり

おもだかの葉脇のかたより見たる図

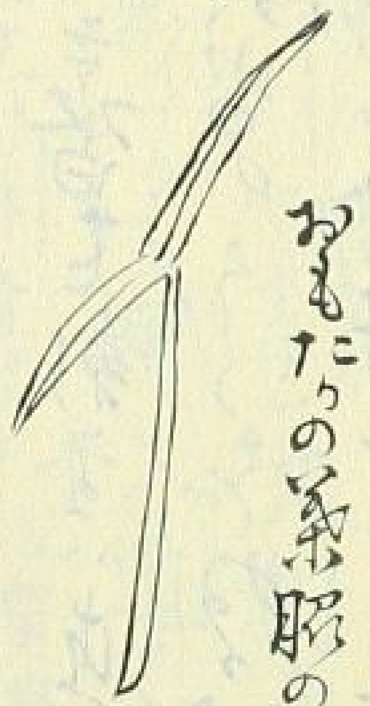

此形くハがたにハ似たれども似たる所もなし 鍬形に似たるにハあらず ヨモギノ茎ハ三角也 タイソウノ茎ハ四角也

一 勝軍木ハ白膠木也 勝軍木トモ云又ヘ一名かつりの木トモ云此木ニ五倍子なる故ふしの木トモ云 五倍子ハおハぐろに用ゆ 蓋ヲ塗ルにふしのごとし
聖徳太子守屋を誅伐しのふ時白膠木ニテ四天王の像
を作り頂の上に置て戦ひかひしかバ軍に勝ちし也日
本記に見えたり〔元亨釈書ニモ見ユ〕此故を以て軍器に白膠木を用る也軍器
に用る木なる故勝軍木と名付し也 水鏡并吉今著聞集乃説も大かた同じ
一 馬上盃乃事ハ古き絵に此盃を書たる物ハ見へたり
〔土佐光信か大追物ノ絵ナトニ見ユ〕

馬上沓 一
名物 射沓ト云

馬上沓ノ名ハ凶 鼻高ト云フ説アリ非也 鼻高ハ別也 鼻高ハ圖別ニアリ可見也

大追物笠懸流鏑馬等の時も常にもはくこと往なれ
此沓をたゝしせ 射御秘傳書ニ云 武田家の書 沓ハな
めし革にて作り底ハ入ず ハナ先十二とゝくし 十二ト非 十三也
足添よめくしたてあげハごめん革ふとく長くしたるハ 地カキ色ニテ白キ紋アリ次定テスケラシモニナリ
人これ定量ふまよくしたる 矢根箙ぶし是ニ云 沓ハ革
ニテ極足ぬりちそしかしてあげハ沓のおもの粘ニテ拵ル 精好
せ たてあけの内向ゑるを云也 いづれ又ハ表ニ〆のむしろ等もす也
右貞衡ノ傳書也
大追物晴之ニ云 沓も新しきハ退くりて返しおふ
云ふしすハ鋼也 古ハ沓のうしをぬりは如をさ用ひあげ
てちきいらるとや 射御秘傳書同じ 又云 沓をはく時ハ左よりはく

小笠原長秀記ニ云 沓ノ仕立ヤウノ事 緒ノ皮ハ上品ナリ 毛ノ方ヲ外ヘシテ拵ヘシ 内鞘ノ沓ニ同ジ云ニ 是毛皮ノ馬上沓也 此前ケ縁ニ騎馬出立ノ事アリ 次ニ此沓ノ事ツイヘリ 軍陣ノツラヌキノ事ニハアラズ

太平記巻三十二 鼓瀬遠印華三逢猿精ノ金大ク足シキ馬共ニ思々ノ鞍置テ唐笠ニモ沓ハキ色ニノ小袖スギサケテ云々 是モ沓モ馬上沓ナリ

ぬく時もたよりぬくべし 射手方聞書ニ云 又射手方聞書ニ云 沓
沓の縫ハともかゐそ志てるも男入道をくるいたまも
若しくす云 高忠聞書ニ云 多賀豊後守高忠乃書也 共 ども革の
沓なとハされの時ハちくへくす男傳也 内にかくくて
犬笠懸の時も学細なし云 もも革の沓とハ沓とハ沓の縫と あけとも同くなめし革ニテ志ろ也
細へり二重アリ へりフトクスルへりモ革也

沓之図 左沓外向ノ方

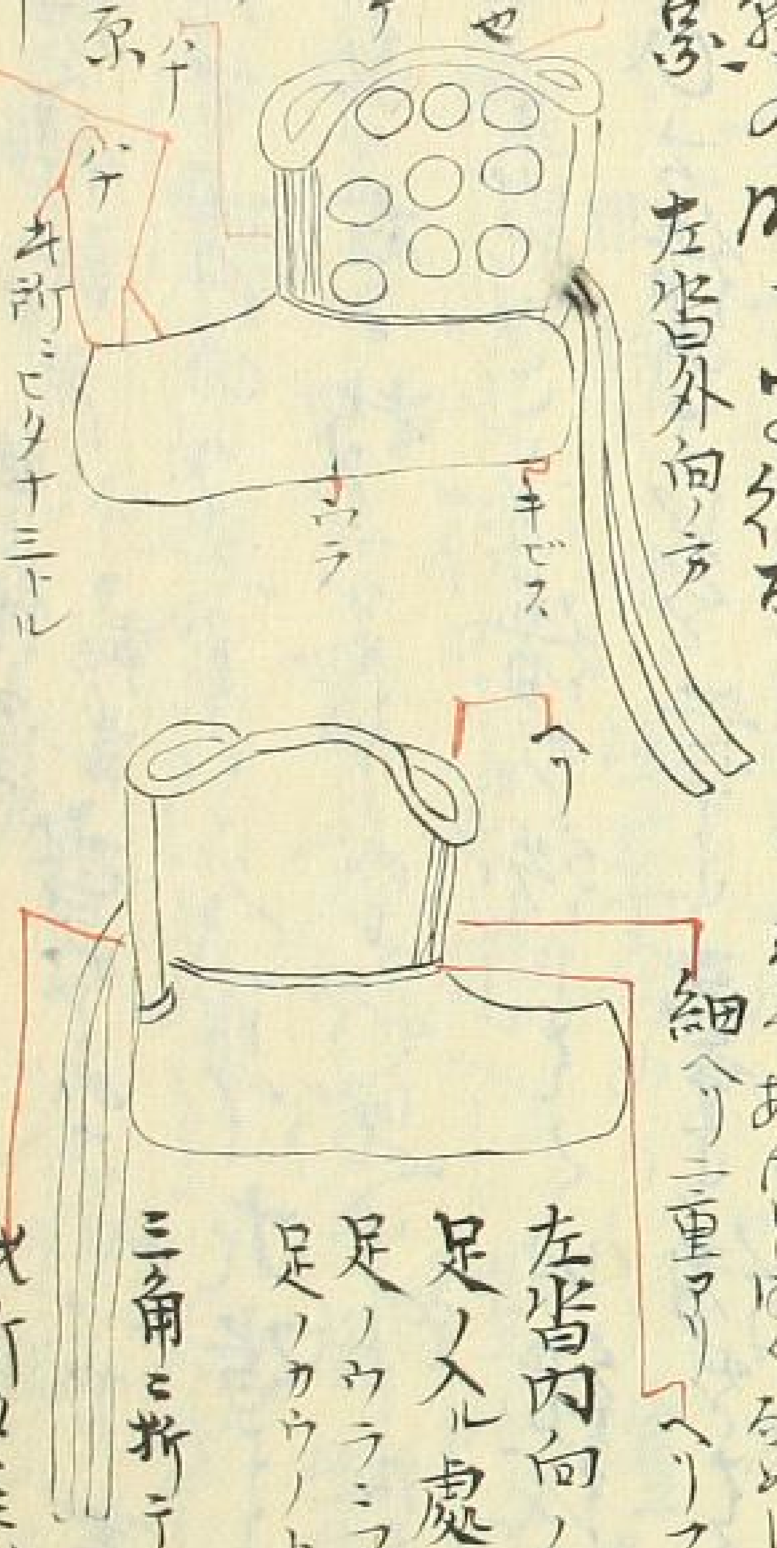

奉公人覚悟記ニ云（多ク緒ニ付テ記書）沓をめさせ申事沓は
緒をたて付けのうへよくくひりて大沓よりめさせ
可申候家が右に持てうよりめさせ申候へハめし候時 貞
衡云常ノ足袋のごとく緒を緒にかく時緒袋足之巻テ
もち而ひろ緒のさきを三重に結て緒をさきむすびて
とけぬやうにある也 貞丈按るに あけを深草 みろく
志てら緒を付る又ねにてあけを前とおもしくおもし 草
而志てらハ緒を付たる也 又云 緒ハ在てあげをくくり志
め緒ふさハあそすけ志めて まで緒也緒めハ向
あらて志ふ也 草緒あり

一流鏑馬（ヤブサメ）の時に限らず鎌倉時代にハゆがけをはくして手（カテ）
袋といひし成べし 東鑑巻十一ニ多好方（ヨキカタ）好節（ヨシトキ）が京
の時射手より参りけの手袋を進られし目録の中
ニむかばき一懸手袋のかわにて又むかばき一懸なつげ
有りて手袋むかばき つけ有りて云などあり

一町（チヤウ）かぶと町鎧（ヨロヒ）と云ハ出来合のかぶと鎧を云也町の
字を用るハ非也 侍（マチ）の字を用べし鎧（ヨロヒ）師の方にて鎧
かぶとを作り置て買ふ人を待川故出来合（デキアヒ）なるを
侍胄侍鎧と云也 鎧かぶとの字をかぎらずすまち
これまちまちまへんなど いふ職人之詞なるべし

えらひ侍らすして出来合たるを云也

一 古キ絵ニ武者の形を画けるニ左ハ鞐の小手ニて右ハ弓小手をさしたる様ニ見ゆるハ弓小手ニあらす鞐土籠の袖をまくひ上てくゝりよせたるにや鞐土籠の袖ハ袖くゝりの緒ありたハゆるく結ひ上けて仝右ハまくひ上てくゝる弓小手のやうに見ゆるにや右をも高くまくり上て折る事もあり

一 矢保呂の事 古キ軍物語などに見えす土佐光信か画し一谷合戦の絵ニ見えたるハ母衣の如くにかけたり神ニ見えたり箙ニかけしハ矢ほろかけたる絵ニ有り右の絵の中たしかならぬ事もあれハ左にしるす

小笠原民部少輔尚清圖書ニ云矢ほろの事緋ニても 又ハ紺ニても成へし 廣サハ一幅也 但矢の数ニ随ふへし 長さハ矢柄ニ随ひて 川添巻の方へなる事ニくゝる事を入る 矢柄の方乃ちまとれ三寸斗 矢すすの方をハ思ほとにあくへきを 緒くへき之

又ハ糸ニても

緒ニてもよき也

如此矢を抜出しうつき放る矢ほろ也

随兵日

記ニ見えたり

元長随兵日記尚清

聞書ノ説ハウツボニテハ

ナリシテ竹筒ニカケシ 是スイ

兵ノ時ノ事也

小笠原元長文明十八年ニ記されし随兵日記ニ云ウ矢ほろの色ハ紅或ハ白きを用ゆ又ハ朽葉色ニもすへし但ほつれニ我家のもんをぬひぬきて織付へし 同矢ニ添て羽の通りニ

二ツしつやをくろくおりかけ画し
ゆゑ矢おろをうつ
ろ千具足なりとて
按スルニ具足なりとハ
矢おろハ今の利用も
なくてにうつほの
名のり計なる矢具足
せとみる成べし

ヨリ付ルトハヨリ
ヌヒミスルヲ云

又西行物語繪巻物
ニモ空穂ニ矢おろを
うけしりくへをもし

是ウツボノドヤ

右二ツノ圖一谷合戰ノ
繪ニ見ヘタリ土佐光信ノ
古画ナリ

此圖古画結城
合戰の繪に
見へたり土佐ノ名ハ
詳ナラス

家ニ傳る乃矢保侶の図　長四尺三寸　絹三幅を用

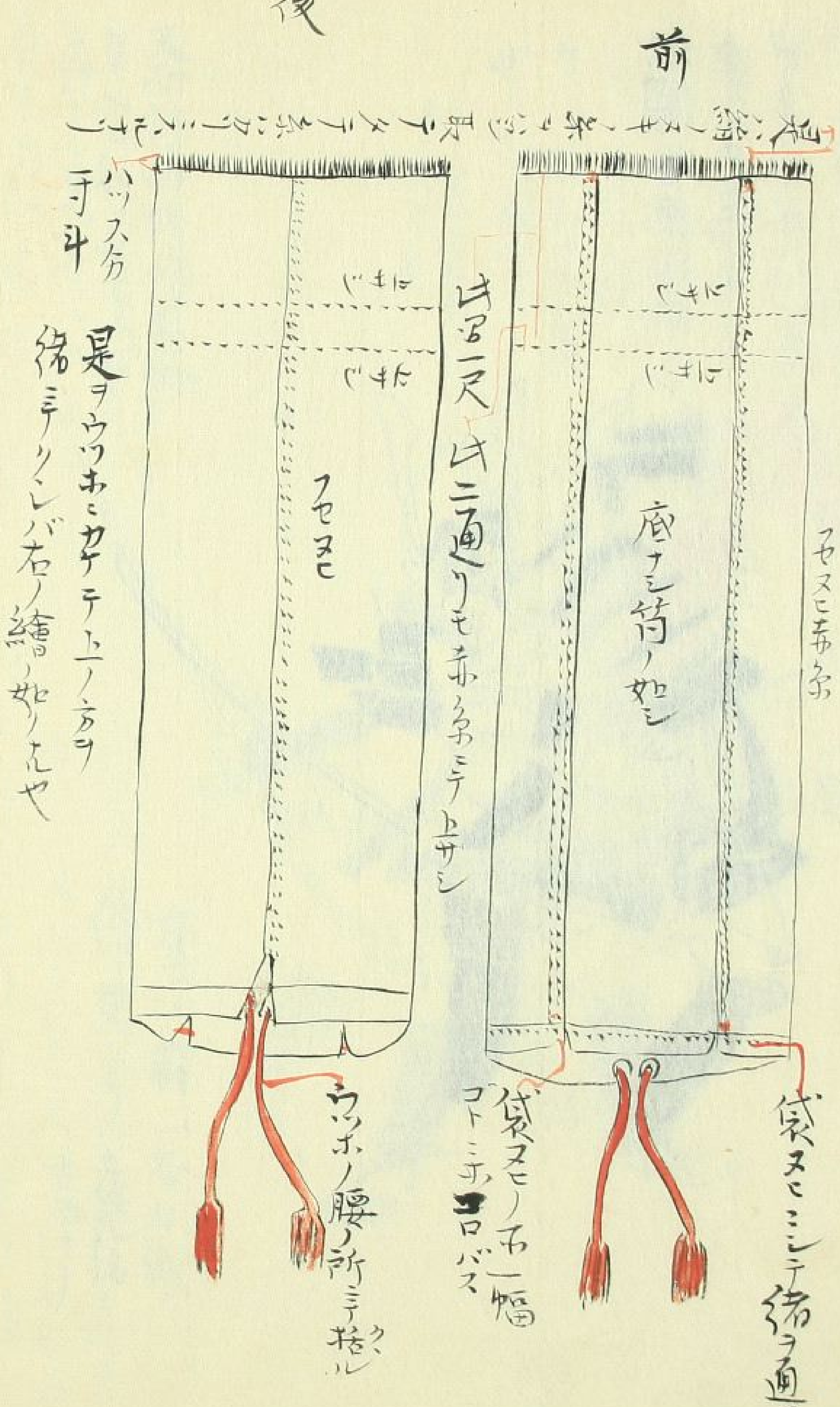

矢毋衣ト名ツケテ袋ヲ作テ矢ヲ入テ下ヲ括リ置ヤウニシタル物アリ近代ノ新作也用ユルニ足ラズ

一名 結城

右の図ニ掲ケて擧れるハ高忠か書ニ云るつぶの根
本ハうきせバうりをとつぶとそ好き也それより古ハお
ほし也など箙志こおどおひくるかりしものにより矢
いれをうるをやかて人見る所なみ矢をさしうるなも人
目志しせむ矢を射かへしうるをも志せしかため
昔の人の故実ニ而代のうつぼのごとく作おして
多くの華を作る也それよりうつぼにハ作華をか
くるきともさでいましつる也是を此統の如くなしバうつ
ぼハ古代のまゝにけるりしたと矢の羽を多くさしんかな
矢ぶろをけしバ雨露などにぬれて宜しからぬゆへに

兵乱の代は御さくけ略めしなるべし兵乱の後の作
栖るとあれども右の縫のごとくにはあらず何れも妄作なり
也し我家々伝へしところは右の品をよく合ひたる縫を省のごとく
く縫へけるを黒縫といひて備を通してあつかひ是をとらず
其外のよのかゝりて縫をしめて上の方を括置ぞ右の品
乃ごとくなる也我家伝の作法ハ古伝するところ右の縫ニ知るべし

一大臣大将ハ左右大臣内大臣ニテ右近衛大将ヲ兼タルナリ 鎧腹巻等の品を縫もさするなり
東鑑巻廿四 東大寺供養之日任右大将軍（頼朝也）御出之剱御束
帯之下可令着腹巻給云々 仲章朝臣申云 昇大臣大将之
人未有其式云々 仍被止之云々 是實朝公右大臣拝賀ト為ニ
拝賀トハ官位ノ御礼ヲ禁裏ヘ申上ルヲ云 實朝公ハ禁裏ノ代ニ鶴岡八幡宮ヘ参リタマヒシ也 鶴岡八幡宮ヘ参りたまひし
時のことなり右大将頼朝にハ大臣にあらざる故束帯の下に
腹巻を着せられし也實朝公ハ右大臣になり給ひし故に
束帯の下に腹巻を着しかねたまひし也 乱世軍陣にありては天子も大臣も鎧腹巻
を着しけることあれども平日行役を正しき時などハ大臣たる人用ひ乃為に鎧腹巻等を着し自身に兵具をおぶることはあるまじきことなり

一かぶとの緒乃ことを忍びの緒とも鎧の上帯ともいふ
をかざしの緒などといふ 古き書にもあると見えず

一近代ひとひかへしといふ也 古き書には皆かせと乃緒
鎧の上帯とあり是のことは限らずすゝてもづかしき名を作ていふことなることは皆近代の人のひがことなり

一儀仗儀刀などといふは禁裏にあり儀は威儀乃儀にて

人あどしれる也伏ハ兵具のるも也威儀の為ニ用ゆる兵具ハ実用無し故まゞなれども其形をつくりたる物也
儀刀と云もかまゝに其刀の形をつくりたる太刀なり

腹當のる事あとも見えたり

一腹當ハ雑兵の着る物也太平記巻六 関東の大勢上洛ノ条ニ 片小手ニ腹當して諸具足さしたる中間五百余人二行ニ列をつくる 是ハ長崎四郎左衛門尉が中間の出立を云也

諸具足ト云ハ片小手ニ討シテ云ナレハ左右ノ小手アテノ事ヲ云ナルヘシ此說非ナリ末ニ記ス

盛衰記ニ弓射ル者ハ冑ヲ着ザレ腹巻腹當筒ナド着テ天倉ニ登リテ云々
明徳記ニ射手ノ兵皆日九ノ腹當帽子甲ニテ楯ヨリ左右ヘ流レテ云々

腹當乃図

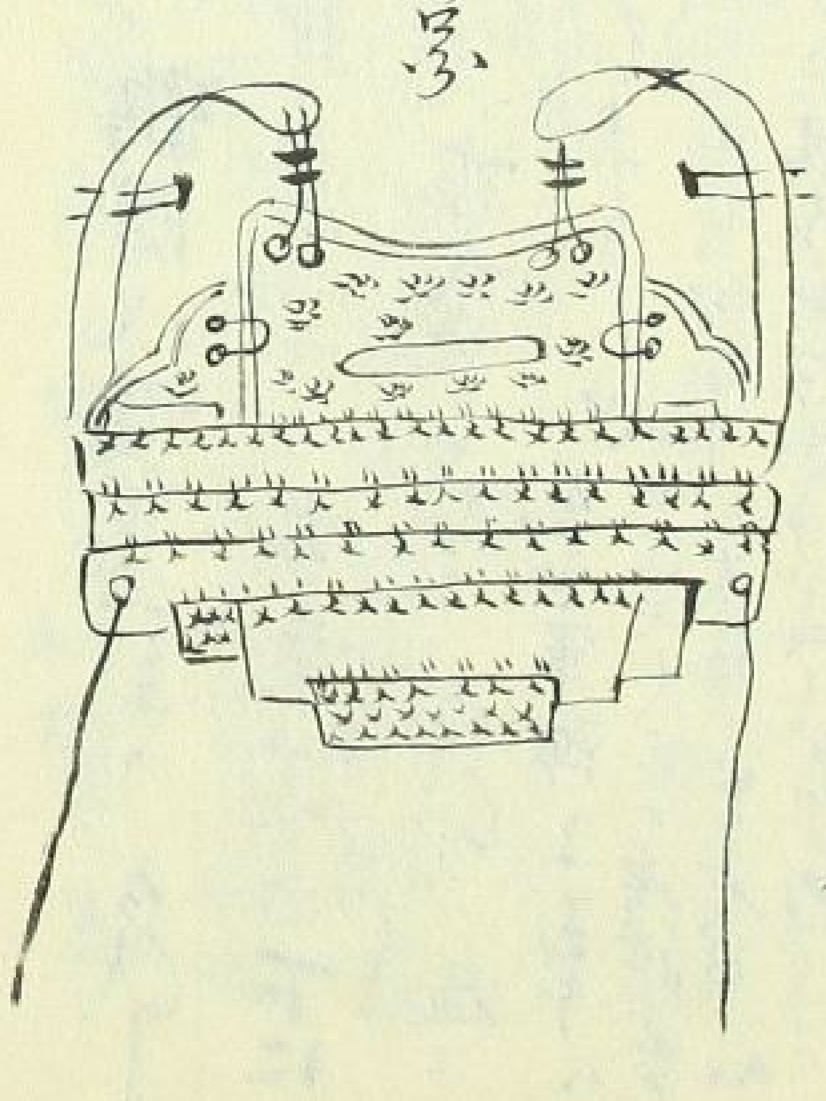

今川大草子ニ云 錦ノ旗ハ天子ノ外ハ人ニサスヘカラス

一天子の御旗ハ錦ニて日月を付らるゝ上古の書ニハみえて見えす後醍醐天皇乃御條相模入道高時を征罸しおひし時より始りし成へし 太平記巻三 笠置軍ノ条ニ 城乃中を見れハ見あけたれバ錦の御旗ニ日月を金銀ニて打てはしるり白日ニかゞやきて光り渡りたるとあり 又同巻五 大塔宮熊野落ノ条ニ 日月を金銀ニて付たる錦の御旗を竿の先ニ立てかくて行られたりとあり

太平記巻十一筑紫合戦の条ニ云 遠侍ニ取タる蟬本白くしたる青竹の旗竿あり
こゝろ舟の上ニ錦乃御旗を立たり 見えしか実ありと思ひてハ云たし
りて錦の御旗を揚げしトアラ推量ヒタルニテ その御旗ハ竿のこしらへやうを見あり
与考へし蟬本白クシタルトハ白革ニテ包ミタルナルベシ

是末の文ニこれハ御旗の上ニ日月を付くてかゝれたるを
日の御旗月の御旗とて二流別々ニてハ無きなるべし

腰當 一近世ハ鐙を見て打刀と長脇指をさす事ハ成る故打刀脇指をさす事華ニて腰當といふ物を作り
依て上古の書の上ニハ無き物也 其腰當と云物長サ七寸計

廣サ三寸計ニ仮名川形にして中ニ十文字ニ細く革小
てぬきを二つして平なるへ刀脇指を通してたくる也 此
おもての作り様あり 右腰ニ当て是ニ拘 古ハ箙て是ニ拘也
古ハ太刀をさきし拘ヘて あてハ不用之 さやまきの刀ハ上
帯ニさしける也 室町殿の時代の書ニ出し あてと云おもて
是ハ〳〵由乃ニ之 川ヶ崎ハ帯のごとく作り 結を付て腰ニ当る 旅行にも用也

一 鎧下の装束ハ先大口をはきて 袴の 其上に鎧直垂の下を
ま はきて其上を全て括る也 一 鎧直垂をはきて拘袴の
腰をしめて腰を結ぶ也 古ハ常の直垂も袴の下ニハ
大口をはきける 又上ハ鎧直垂ニて下ハ袴ちがふ大口計

をくるもありし也 太平記巻六 関東の大勢上洛ノ条ニ 我身ハ長崎四郎左衛門九郎也 其
時ニ纐纈の鎧直垂ニ精好の大口を穿しせ紫おどこの鎧ニ
白星の五枚甲ニ八龍を金ニて打て付たるを猪首ニきなして
又同書ニ二階堂出羽入道ノ條ニ 年十五計なる小児の 海東左近将監子幸若丸也 髪
唐綾をどしの鎧ニ麹塵の筒丸ニ大口のそばを取りて右仰
まま上ハ鎧直垂ニて下ハ大口ばかりをきて袴ハ略しけり

一 胄の下ニ着用しをくらんは鎧の下ニ直垂を着せすして
下ニ入ごさなくて鎧を着たるニ殿しるハ信長 秀
吉の比よりの兆候ならし 古ハ軍中ニても礼儀を乱さすれ
勝を用ひて直垂を略しける也 信長 秀吉の比より

しては扱ふに簡易にして其利用を主とあるなれば
生業などハ其用乃ありとして捨て用ゐざりし成べし

利方ハ古実ノ内ニ備リテアリ古人戦場ニ用ヒ馴レタル古器ニテ其制作ヲ知ルナリサレバ古実ニ利方アリ

一 近代世に軍者とい者をやり出て其流派を立て利方
と名付て古より伝りたる軍器に其との巧を加へて古風
を改めて新作とし古来の軍器の形も大かた違ひて
古実の是非を知らずあり其古より伝りたる軍器ハ其在よ
り軍陣に用ひ来りて利方ある者なるを 近代古実の
後世に生れ出たる軍者ハ戦場に出ることもなきもの
ならし唯畳の上にて推量をもて巧に出したる利
方近頃の流行の場に臨ていかで用ゆべきやかたしと成べし

東鑑巻九ニ曾我後ノ笠験トアリ

太平記巻十一紀州合戦ノ条ニ有の方を袖の笠じるしにて書てなりて其遁りたる盛衰記巻廿四ニ御方ノ笠符ニ付甲ノ鉢ニサシ冑ノ袖ニ付ナトシテ云々

一 笠じるしと云ハ元来冑に付る験なるを笠じるしといふ也
後に笠験と云ハ其后ゝ袖のしるしのことよびならハして袖に付る
験をも笠験と云ひし也 太平記巻八 三月十二日合戦事 金輪法修 笠符なくて八
幡の手ぬぐひしをや白絹を一尺づゝ切て比と云文字を書きて
鎧の袖に付させられけるとあり 又保定記に衣装ハ富
貴の笠じるしせよとあり 何者ともしるをもてたるしれず しるし也

一 縄の胴に草摺を付たる糸の糸をゆるぎの糸と云也 寸ゆる
きの糸乃下を糸と不用して一枚草摺にて草摺を胴へ付
るを蝙蝠付と云也 蝙蝠乃翅ハ羽毛なくて皮なりき
つるひある也（蝙蝠の皮の毛なりなくて）草摺にて皮ひもとしるをもてまりは付と云也

一 獅子頭（シシカシラカブト）の冑といふハ冑の眉びさしを獅子の面にこしらへ
たるを云也獅子の面を横平（ヨコヒラ）ニ眉びさし一面ニ作りたる也
義家朝臣の像大塔宮の像の古画ニ見えたり 眉びさしの事ハ前ニ記也
一 龍頭乃冑と云ハ冑の左右ニ龍の頭を作りたる也古き
画ニもまゝ見えたり龍頭ハ惟久か書たる後三年合戦の絵
ニ義家朝臣の冑ニハ冑の天辺乃上ニ龍をすゑて（立て）たる形を
画きたり是ハ龍の頭ハかりニあらず頭尾胴足ともニ
備りて龍の全体（センタイ）をあらはす形也是ハ龍頭の冑といふべからず
源家の鎧の八龍と云ハ鎧ニそひて鎧と一具なる冑の形を
忍りきし成（一）八龍と云鎧ハ龍の金物を八ツ鎧ニ付たるを云也といひ伝ふる也

一 甲乃字ヨロヒともよむ也冑ノ字かぶとゝよむ也然るニ
源平盛衰記などにハ甲ノ字カブト冑ノ字ヨロヒニ用たり
今世俗皆右の如く字ノ用ひ違也東鑑ニハ甲ノ字ヨロヒ
冑ノ字カブトニ用タリ是本訓也東鑑ノ用ひ方能キ也
武士として武具乃文字を知らず字の違ハ口惜き事也
一 惣て武具ハ其身の力量よりも小ク短ク軽キを用べし
古人乃教也大ク長ク重キハ必害あり 建久二年辛亥八月一日
頼朝公の御前にて酒宴の時盃酒の席ニ大庭平太景能云ル
保元乃合戦乃事を語りて云勇士の用意ハ（中略）武具也
就中縮め用べき物ハ弓箭の寸尺也鎮西八郎ハ吾朝無双の

弓矢の達者也然ども弓勢の寸法を定むるに涯分(カイフン)に
して引ハ(涯今ここト八其身の分量といふ也)平氏ハ大炊御門河原に於て景能
八男か(八男ハ為朝ヲ云)弓ノ目を見て八男弓をひかんと欲す景能潜に
以て歩く容しておもへり(弓手ハ八郎ヲ云)為朝より出る事何諸るの时
弓聊心を得せざる然(為朝の人ハ不違者く)景能ハ東國に於てする
引る也そゑれハ八男の妻手に馳せ廻る时縡を違しける(八男)
(心に思ひける様ハるかに遠く見せ)弓の下を越ゆるに及で(弓の下を越すハ妻手にありて景能左を射ウトテ弓の本を弓手鞍の上を越)
(して妻手を射んせ)身に中るべき矢が膝に中りける此左右実に乃ちハ
息に命を失ふべき所に男士六只謀るに違すべし(為朝の八郎を)
(学量よりも弓乃長さ(スキ)さしふ元妻手を射るとて弓を鞍の上を越す时也小御かすく(射損ぜ))
右東鑑巻十二に見えけり

又建仁三年十月十五日(實朝公ノ代也)叡山(アイザン)乃衆徒(シユト)乃籠(コモ)りける
金子山の城を攻られし时官軍三百人悪徒の為に討れける
其中に佐々木太郎重綱(シゲツナ)も討死してけり重綱ハ佐々木四郎
左衛門高綱か子也此軍ハおほく高綱入道かひとりハ勇士の
戦場に赴りハ兵具をもって先とす甲冑ハ厚く弓勢
ハ強く小きを用べし是先祖実より能中山上坂本ゑ乃
ことき山立の合戦の时ハ甲冑をなるべし然るに重綱ハ
甲冑太重(ハナハダヲモリ)弓勢大ふして手に悉せず死を免るべ
からずとて果して其时に違ハず討死せしけりとぞ云ふ
も東鑑巻十八(建仁三年十月廿六日ノ条ニ)に見えたり右ハ何れも古人の

書経を記しゝ実録也尊信すべし 私云太刀打刀も短ク
短きを用ゆべし長ク重きを用ゆれば力（チカラ）強くして長ク重キ
をも振り出すを自由なる格別なれ共 一時二時以上も
久しく時を移し息ひどく働くに至ては必力よわり腕なへ
て其時に至て始て長ク重キは害になる事を覚べし

高館草子
四まいのあげまき ひつしきくさ あまり二つよさみ とせうりくみて アリ四まいのあ トハ鉄ノウ スカケ子段ニテ 四段ニツキタル カナドウ也

一 金胴（カラトウトモ云）又鉄胴トモ書ク 包胴（ツヽミドウ）又裹胴（ツヽミ）トモ書ク 乃ちる金胴と云物は鎧にも非ず
腹巻にも非ず 又胴丸にも非ず 鉄ニテ（スカケニトヂテアガキヤリ）胴ばかりを作りて 札ヲ横ニ打ノブル云
しつくしつる物也 草ずりもなく袖もなし 是をかなどうと
云せらるしものなり 又金胴を緞子儒子なとにて包ミ
たるを包胴と云也 金胴包胴は勇力（ユウリキ）強勢（ガウセイ）乃士鎧の下

ヒツレキクサズリトハ コレハ金胴ノ上ニ キタルヨロヒノ 引シキクサズリ ヨミテリカナドウ ニハリサスリハナキ ナリ 又曰草子ニ
小ざねの物也 又金胴は草ずりも袖もなく胴ばかり成る
者なり 空胴（空）ともいふ也 太平記（巻二十二）に 畑六郎左衛門金胴の上に火
威の鎧を草摺長に着下してと云 又同書に 和田新発意（シンボチ）

舟度ウケタ一ハツテ今度ハ某カ火番ニアタツテカト甲モアラス衛テイヘツトヘテノ口カチテ草ザシ

金胴の上に大鎧着てと云 又明徳軍記に 一色左京大夫
は本地絵子にて包たる金胴に白糸の鎧つまどりしたるを
二領重ねて着たりける 金胴は乃ちなり 又太平記 矢関（ヤセキ）將監がかし
胴をくさり通しに射ぬかれてと云 又同今川本に 舎弟次郎
正時（ニサトキ）はかし胴十文字に射ぬかれてと 物を知らぬ人は
金胴は鎧の胴を鉄の外のへかして袖も草ずりもある物
と思ふは非也 又包胴とても鎧の胴を包たる物也と思ふ
是も袖草ズリナリ 胴ハカリ也 近世 袖草ズリヲ付テ 鎧ニミシラヘテ 桶皮胴鎧ト云

リニツキタリ ケル卯ノ花威ノ 鎧糸火威ノ 鎧竹九三領 重子ナザツクト キラニ桶皮胴 ハ三領ノ下ニキ タルヤ桶皮 胴ハ鉄ノ外ノ ベニテ桶ノ如シ

ハ非也武家の鎧ハ古のうちハ染革ニて包む後ハ包まず
古の方を染革ニて包むを弦走と云也是を包胴とも
別乃事也 弦走あるを見て包胴と思ふハ甚非也

一武具ニ糊をつかふ事あり 夫ハ白芨を粉ニして水ニ
て溶りてつかふへし能溶ねば也 白芨乃糊ハ虫生ずる
事無し 米又ハ麦の糊ハ虫生じて悪し 白芨ハ薬店
にあり 薬店ニて粉ニさせて求むへし 卯三記之

鎧兵日記云 大将なとは ひとすれ 戦家の紋 をぬひ あり 截作出すへし 但四ツくさりへし

一鎧ニ〔四〕つれニ四つのくさりと云事あり 鎧ニ調様書ニあり
又鎧田子ニもちげめひのひちれの四乃くさりをゆう
くさりあるせでありて四つのくさりもハ左右の袖口のくさりと

袴の左右の裾乃くさりを合せて四乃くさりとも云 緒
ハ袒緒也 袖も袴のすそに地をさし通して緒を入る也 其緒を
ひきあてくくるをくさりと云なり

一古の本式の鎧ハ袖草摺ハ云ニ及ず 革又ハ糸を以て毛
引ニ威す 是ハ札の重りたる事一段ことにあつきニし
て身のはたらきニ随て海老の腰乃ごとくのびのびて伸び
縮ミあり 世人が為也 今の世の具足のごとく裏を革ニて
張りて堅くぬり固めて 伸縮なきハ身のはたらきかぬる也
為宜しからず 又革ニ糸ニて綴りたるひろきるや

一鎧の逆板の事 古ノ本式の鎧ニハ逆板あり 今ノ具足ニハ逆板無し 鎧の背の上の方ニ

榜に廣サ壱寸計ノ透間あり 是ハ背をかゞめたる時の
為にあげきに作ひをこしらへたるものなり 透間
の処ヲ逆板の頭の方より下の札へ（鎧の）かけて 革の緒の ゆるぎ
乃余の処りに毛引にするものなり あらく 故 背を立る これ
ハ透間少もなし 背をかゞむれハ 透間も出来る物にて 透間乃
余の処を少すぐへきためにと上より 逆板をあてゝ ふさぐなり
逆板にあげまきを付るなりとも 逆板よりひくく なるやうに 上を
ぬるゝに相当りて さてたるなり されハ あげまき乃緒ハ
是くして さきも上をくゝるなり あげまきを くゞる計
出來る也 人々是を非るなり

鎧後

一軍陣乃時着用せる衣服ハ鎧のわだかみ 絹（鎧の内を白き絹ニせ）
冑のうけなりハ乃ちあての裏 柿渋（カキシブ）
華やかにもおとし
きぬと云之

同本記云 貝足かいひ乃布を用ゆる事 まゝあるなり 押貝ハ血を吸ひ出す為也
らの染色の るいつまも 當家流ハ きハいむと るより糸を 昌侍ありし えんの侍云 ハ此条ノ事 ミテ知ルべし
手癖有る時ハ血もしみてとゞまらぬ也 仍而押貝の為
を用ゆる事あられし古来乃傳説也 又押貝を作る者ハ上より
虫生じて虫喰事損じ易き 何にても 押貝ハ武器よりも
まゝ悪き物也 深ぬりの下地にも用ゆべからず 下地ようする
しみぬり上げるがよき也 作法もよきなり

一 鉢巻乃事 諸家雑用抄ニ 北畠家記也明應三年宗相ノ記ヲ引 云 軍陣にもち巻の
事 赤色ハ大将たりとてハ仕まじき事也 又云 播州にてハ 小笠原家説アリ
紅布 少なる但也 其色も同じにもち巻ハ結ひめ下にたつ法
そのまゝもとひにむすぶも也 又随兵日記 文明十八年記 小笠原元長記也 にもち巻

乃色紅同上布の色も同じかるべし 次に黒くも白くもす
べし 但そもち巻の寸法ハ其人の頭にあはせて可用なり

一 小具足出立の事 諸家雑用抄 北畠家記 云 小具足出立とハ白かゝ
ひたゝれ其上にてきぬけさやしをも結にむすぶをよしのど也
して右方をもさしもち出ことつくしる也

一 けさやき襷の事 右同書ニ云 けさやしも色ハ四のもち結也
なるや 云々 今世けさやしも結ト云物一名あれそれ 又たんこしなど 云なり 四もち結トハ違ひたる物なり

一 袖かその事 装束の部ニ記ス

一 纏の威毛といふ物の如り詳ならず 績世録物語に古肉紀 一名今纏とも云
保胤(ヤスタネ)といひし勇士人との文のよしあしを評判せけるにも

まり平中に匡衡の文を評して云へる平詞に云　匡衡かなしハ
武士　その時のあけのかわしてひとをしとかハ志てろきそえたる
らぬ所のあしさきよのりてあやうくせきしをこめけしき
なりとぞやけうと保乱ハ一條院の代の人也是を以て考
るに一條院の御代既に緋威などいふ名あり維盛也
威毛の名どもハ鞍馬よりも其の御代よりありしるまことそ
見えたれども其頃ハ詳ならず　又右の文ニテ緋威ハ華威なるヲモ知べし

一　応三年合戦絵の中に鎧の袖なるすり上の段ハ白く
其次に紫又其次中紫其次を紫にてきどりたるハ紫縅
といふ威毛に紫縅といふ名ハ古物語なとに見えく　称とも

其縅の名どりハ紫縅也平帯の時なるをもて平緒という
帯をもてさく也其平緒に紫縅あり地ハ白くして縁まで紫
より次第に薄くなりておるるなり紫に限らず棟縅・櫨縅など
ありかく地ハ白き左右の縁の色ともも紫縅也紫なきとかハ
ありすなそこハ縁より中紫其次第にもくなるなり縁をそ
縁白くして次に中色とおもひて也白地ありハ縅也

アカトリノ子小袖ノ部ニ記ス見合スヘシ

一　今川家乃笠験にあるところ付られしハ浅間大菩薩の夢想に
婦人の用る物を笠験にせよとありしなれバとり笠験とせし
也今川了俊の難太平記に去る事あり今ハ其のありとてもいふ物
なる人なし今川の家に今に伝りて秘せしなり也今川刑部大輔

追記
桜川縒と云
物今川乃役
の書にし龍
も年記あり
古事に云す
いふくしき物之
それより又て
あるあつより
もいふし
さいおはいあ
ざる下し後は
こしらへける
ある也し

家へ起す出入せし者夏の比虫干の時刑部庸居ゟの近ク
の箱の内より虫干せしを見しにあやしき川流なとて二色家
乃宝あり あやしきハ人形などにも着すべき程の女の小袖之地なり
小袖地足ニて模様落るは扇子裏紅色の縮を付る物之 川綱ハ
ふときふ指程の深紅の糸を結けまん絵の様に結ひある物之
秘宝なるもの近よりて見るにもふれず委くハ見ざる也記セし物なり

一 ときの事のる 武藝の部に記ス

一 佐不袖ハ上の方佐不ニて縄を結 佐不袖と云壷袖と書ク
壷の字ハ假り字也 本ハ窄ノ 袖也窄 セバシロスボシトヨム スボツボ五音相通

壷乃図

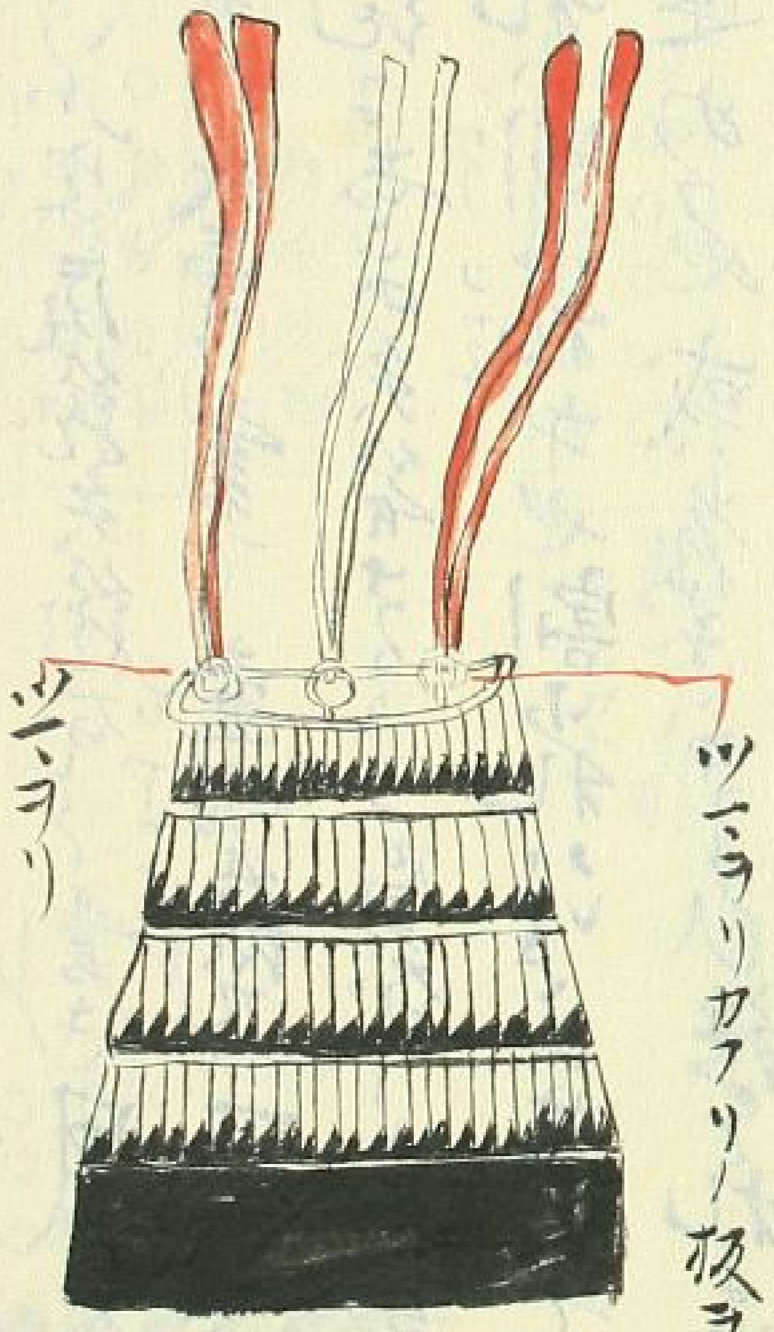

一 屁 又矢籠トモ書 乃事 おすに記ス 如此おす いふことく古書に
志こと云 靫の事をも 籙の事をも 志こと云 是ハ胡籙
の物なる故にしなへて 趣名の様にいひける也 靫籙と志ことハ
志この事
あふも每
而に志るす

たりしこト云
物長ツ本ノ平
家物語太平
記ニモ見タリ
太平記ニハ升
尻籠ト見タリ
是ハ今ノとき竹
箙をとなりぬ
きて所不や
あぐひのやく
作りたり
物なるべし

同物にあらん別物也太平記庭訓往来等に箙と尻籠別々に記有り古尻籠といひし物と今志こと云物と別物なるべし太平記絵師の画ける合戦絵に今の世の志こに似たる物負ひし絵ハ一ツもなくすべてつぶたけ箙又ハつぶやなぐひ負ひし衆のミなり志こといふ字尻籠矢籠なとゝ書き用ひきたれとも是ハ箙を其実ハ矢壷と書て壷胡籙(ツボヤナグイ)乃一名をいひしなるべし義経記に志この矢箙さうりに負ひしと云るもつぼ胡籙成べし

一 鎧乃札ハ割小札(ワリコザネ)也割小札ハいにしへ革にて札を一ツ々作りて編ミ連ねしを或ハ薄き金にて縫を札に作りて革の札と一枚まぜにする是を小鉄(コガネ)と云古書にこがねまぜなる鎧といひ又一枚まぜの鎧と云ハ此なり古代の鎧皆割小札也

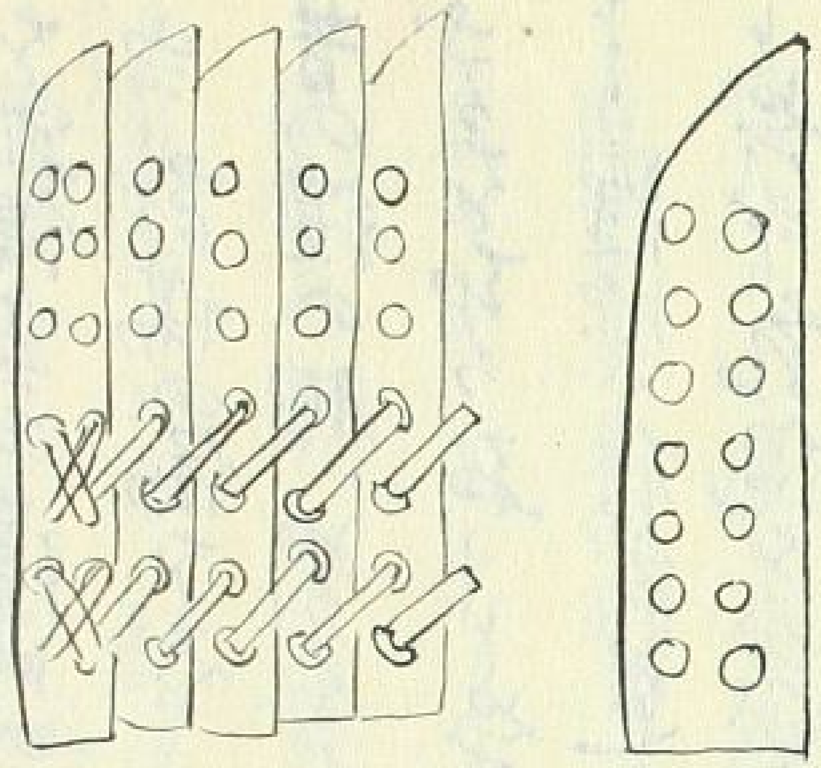

札一ツノ形如此也

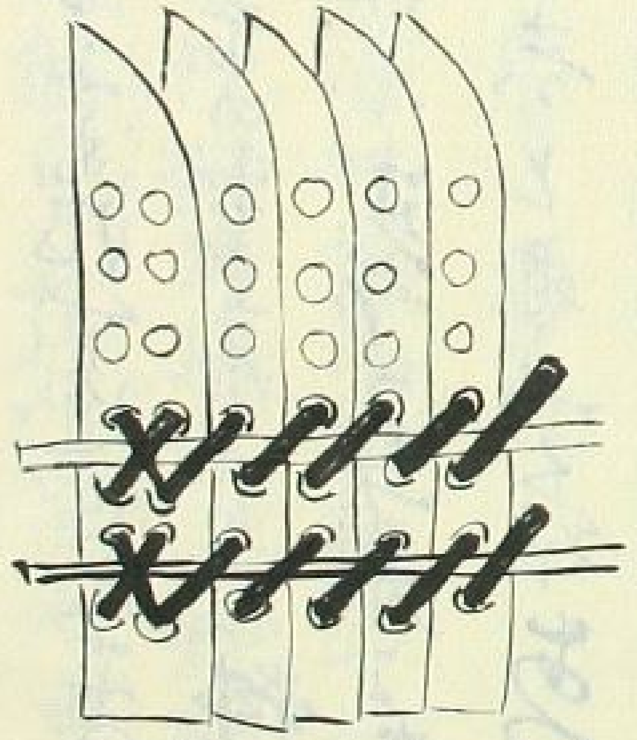

一 續小札ハ割小札を寸一枚ツゝにして堅くこれを糸筋をとりて割小札を重ねあはせる様に見せて拵へたる也実ハ一枚也小

これをいひしらぬ古き續札と云異体也近代の鎧皆是也

一 乳縄乃事 近世鎧を新に作る小鎧師紙捻にて其人の乳通りの寸尺をとりて其人の胴に當てくゝりて合せ縄に作る是を乳縄と云是鎧師の言出しゝ事にも非ず近世太平の世に生れ出て戦場の働を見てしらざる軍者の坐席の上乃料簡にて昔の鎧の胴のゆるく広きを見てあまり見て身に添かざるを知らずして誤りて身に添ぬれば損あつく始しより鎧師は検武道を知らぬ者なれば其あつらへる趣を能くすとおもひて乳縄をおひるよし極に大布のるりなりすり也 古代乳縄といふ事ある事なし 乳縄の事麁末なる事記さずしてはなるべし

一 凡武具を作るに女を忌むに及ばざる事 巻十弓矢部弦など麻にて作る条に記す

一 近世の具足の胴にちかきに形と云物あり 誤りて四枚胴にてジヤウニモノトヂしたる故に此ちかきは揚巻なり

母衣ノ本説

一 母衣乃事 三代實録巻十七清和天皇貞観十二年庚寅三月十六日戊辰ノ記ニ云 従五位下行對馬嶋守小野朝臣春風進起請二事 其一曰軍旅之儲啻在介冑介冑雖薄助以保侶望請縫造調布保侶衣千領以備不虞

母衣事前月十六日ニモ一ケ条アリ

小野春風ハ對馬国ノ国守也 起請ハ願ヒ書也 軍旅ハイクサ也 介冑ハヨロヒ也 調布ハツキヌノトヨミテ百姓ヨリ年貢ニ上ル布也 千領ト領ノ字ヲ用ルハ保侶モ身ニ着ルモノナレハ衣ニ准シテ幾領ト云ナリ 領ハエリ也 不虞ハ思カケス不意ノ事ヲ云 此起請ノ意ハ軍ノ支度ヲ設ル事ハ甲冑ニ在リ 然トモ甲冑ハウスクトモ保侶ヲ以テ甲

冑ノ助トスヘシ保侶ヲ以テ甲冑ヲ助ルト云ハ保侶ハ布ニテ作ル物ニテヤハラカニヒラメリ
故此ホロニテ矢ヲ受ケ止レハ矢ノ強キ勢コケテ甲冑ヲ射ヌクヿナラヌ故木口
ヲカブリテ矢ヲ防ケハ甲冑ノ助トナルナリソレ故百姓ヨリ年貢ニ納ル布ヲ以テ保
侶衣千頭ヲ作リ置テ新羅百濟高麗等ノ国ヨリ不意ニ押シ寄セ來ル時ノ
用意ノタメニ作リ
置キト頭ニ申シタルセ詔從之以太宰府庫布造充之 詔ハ天子ノ仰セ從之トハ春
風申上クル旨ニ一ツカセラレタルセ大宰府ハ筑前国ニアル役屋敷ニテ異国ヨリ攻メ
來ル軍ヲ防クヘキタメニ建置ル、役屋敷也造充之トハ太宰府ノ庫ニ納メ置タル
布ヲ取出シテ保侶衣千頭ヲ造リテ下意
ノ用意ヲ為ニセヨト春風ニ渡シ下サレタルセ 壒嚢抄 天文元年壬辰二月三日 衣氏某作ノ增補シタル
書ニ增補以前ノ本書ハ觀勝寺行誉ノ作也 云孩兒在母胎內時戴胞衣以防諸毒也亦武
士臨戰場時被綅以防敵矢盖是胞衣消毒喩也以此義母衣共
書トコソ申侍ル者也〇下學集ニ 文安元年甲子 東山ノ叙ノ作 云孩兒在母胎時
頭戴胞衣以防諸毒也今武士臨戰場時戴綅以向敵盖喩ニ
胞衣防毒也 被綅トアルモ戴綅トアルモ詞ハ違トモ意ハ同シ事也 〇貞丈云右三代實録壒

古ハ矢軍ナリシユヘ母衣ヲ用タリ後代鉄砲渡テ矢軍ハナキ故母衣スタレテ母衣ノ用イ方ヲ知ラヌ様ニナリタルセ

嚢抄下學集等ノ文ヲ以古代ハ母衣ヲ被テ矢ヲ防キシ事ヲ知
ヘシ後代ニ至テ此用ニカヲ知ラズシテ竹籠ナトヲ包テ差物トナシ
竹籠ヲ包ムエヘ緒ノ所ミニ多クノ付タルナリ 古代ニ違ヘリ或ハ母衣ヲカクレハ災難ヲ免ル
ルナド云テ一ツノ祝ヒ物ノ如ク思ヒ或ハタヾ武者ノ飾リニ用ル者
セナド云フハ皆故實ヲ知ラザルカ故也母衣ノ矢ヲ防クト
云フヿヲバ貞丈始テ考ヘ得タリ古書ニ叶ヘリ衆人不知之

古侍ハ弓矢をとりて名をあげし故弓矢と云後代ハ鑓をとりて名をあげし故鑓とりといふ

一洗革の鎧ハ洗革そおとしたるあめ革の了ハ別に記す見るべし
一武士出行の時供の者ニ鑓をもたせる 信長秀吉の時
代より合戦ニハ必鑓をもて戦されば武切ニなるす一
番鑓をほまれとしたる事ニなりし故常ニも鑓をもたす

又古ハ弓矢を侍の第一の道具とす故弓矢を調度と云調度トハ道具ノ

手ヘ後代ハ鎗を侍の第一の道具とする故鎗の事を道具と云

家中竹馬記永正八年鎗を持せらるゝ事御供仕るものゝ外ニハ長刀の外なく つれ但持せ
まくさ
持ちも有之
られ應仁の比より八多分持之来る事也是も時代の事也

なりたる歟室町将軍の比ニハ京中の出行式定の
時なとニハ長具足持るゝ事なし武雑記ニ見へたる
の時も長具足持へからすとあり長具足とハ鎗長刀の類也
今世ハ用ひし前の時ハ縦長具足持ずれハ前で時ニ用ひ候
一百旦の時弓を長刀ニ拵けるに武藝の部ニ出す
一侍中間雑色軍装差別ある事 宗五記云雑色ハ中間より下座乃者より上也 今川大草

侍中間ニ五枚カブトヤ

子ニ云御旗差の役ある 中略 侍の勤ニハ式の鎧甲 征矢付て太刀
帯て勤する也中間役の時ハ征矢を略スル也 雑色勤ニハ二枚
甲ニ筒丸ニ小手をさす也ニ是ニテ考へし 中間ハ甲冑侍同シ 征矢ニ略スル斗違ニ
一式の鎧と右ニ云ハ筒丸ニ對して作の鎧を式の鎧と云る也

對したる名にして式の鎧といふ物別にあるにはあらず
一威衣とハ 又ウケカラトモ云 古製式正ノ鎧ニ威衣無し袖草摺
の裏ニ絹ニても革ニても付たる也なし但袖ノ裏
ニカ革あり威絹とハ別なり
一白革威古記ニ不見 備前ゟ小湊ヨゴ佐々木盛綱ゟ鎧ハ

白革ニテ 牛 枚ヲ包 ミシナリ 威毛ハ浅黄糸ニテ中ニ ドホリ紫糸ニテ威セシ

白革威也と云 白革ハ早く用ゐきて色黒くなりたるを
くろかはと云古人ハ言へり
一鎧札金札銀札朱札古製ニハ百ッツ(コガ子サ子ギ子ツヌ子ヌサ子)まで長さあり近江
國杉本村來迎寺ニ元亀年間後三年合戦絵ニ金札ヲ
見へ武家の鎧ニ銀札一所見たり又應仁別記ニ朱札

の具足と云事あり〔吉野山吉水院ニ蔵めし鎧の内ニも朱札一両あり〕此外ハ皆黒札也青漆等ハ不見なり

一 矢筈頭札古製ニハ百ヶ有ミなり吉野山吉水院ニ蔵めし古鎧ニ併糸威ニて黒札の矢筈頭乃鎧あり古代ハ札の形割ニ札を常式とす此矢筈頭鎧ハ遠き昔乃物よハあるまじき也

一 諸具足と云ハ太刀をはきうつぼをつけ弓持たるを諸具足と云之と伊勢常真記ニ見ゆ又後三年合戦絵ニ此形の人見ユ毛ら緋鎧ニすして太刀をはき空穂を付弓持たるもあり是諸具足乃るゐ也又太平記ニ関東

大勢上洛条弓小手に脇當して諸ぐそく着たる中間五百人とあり是ハ小手すね当あて脇當まで着たるを諸具足と云なり何にても鎧きたる時ハ諸具足とはいはず

是ヨリ前三十一枚裏ニアリ入れへし

一 こし差旗と云ハ出陣聞書〔軍中旗差之事〕云旗さし物或ハ腰さしなどゝ云ものをこしざしとハ腰小旗の事也腰小旗ハ小さき旗ニて上之緒を付て腰ニ付るも是ハ背旗の事ニ非す又腰さしなどゝおもてと云ものハ右の小さき旗ニ緒を付て短き竹なとに付て腰ニさす也又ハ腰さしと云しなり